

第5章 史跡中山道整備基本計画

第1節 基本理念と基本方針

瑞浪市を東西に横断する中山道は江戸時代における街道の姿を伝える貴重な史跡であり、現在に至るまで地域住民はもとより多くの人々との関わりによって守り伝えられ、また生活道路として市民等の生活を支えてきた歴史的経緯を有しています。

貴重な文化財である本史跡に対する関心を高め、より多くの方に親しんでいただくためには、街道や一里塚等を江戸時代の姿に復元整備することも有効な方法の一つと考えられますが、現段階では本来の規模や構造等の情報が必ずしも十分に得られているとは言えない状況にあります。

従って本計画では、このような歴史的経緯と過去の調査結果、これまでの暫定整等を踏まえ、史跡を適切に保護して後世に伝えること、史跡の本質的価値等を市民や来訪者と共有することを重視し、整備の基本理念を以下のように掲げます。

整備の基本理念
地域との協働による持続可能な史跡の保全と、現況を活かした魅力の継承

そして、この基本理念を実現するためには、街道や一里塚、石仏等を適切に保存しつつ一定の安全性・利便性の確保、また学習環境の維持・向上等の活用にも努めていく必要があります。また、これらを実現し、持続可能な形で継続していくことを目指して、以下のとおり基本方針を掲げます。

整備の基本方針
方針1：街道の保全と環境整備 (環境・景観に配慮した街道の保存・原状回復、一定の安全性・利便性確保等)
方針2：一里塚の保存と魅力の発信 (一里塚の保存、調査・研究の推進等)
方針3：中山道物語(地域伝承等)の継承 (石造物等の保存、石仏や茶屋跡等につわる物語の継承等)
方針4：学習機会と活用基盤の充実 (学校教育等との連携推進、デジタル技術の活用、説明看板の整備等)
方針5：中山道プロモーション(市民等への情報発信) (中山道や関連文化財の情報・魅力発信、観光団体等との連携推進等)

なお、保存活用計画で掲げた基本方針は以下のとおりであり、上記の基本方針は保存活用計画とも整合が図られているものと考えます。

【調査】

今後の適切な保存活用や整備を図るため、中山道にかかわる諸資料の調査・研究を継続します(追加指定の基礎資料となることも見込まれるため、未指定区域についても調査・研究の対象とします)。

【保存】

史跡の本質的価値を確実に継承することを前提として、地域住民の生活環境や自然環境、景観との調和を図りながら、各要素の特性に合った維持管理や保存措置の実施に努めます。

【活用】

史跡の本質的価値を分かりやすく伝えるとともに市役所内の関連部署や近隣の自治体、また関連団体等とも連携して、史跡指定範囲外に所在する関連文化財等も含めた一体的な活用に努めます。

【整備】

来訪者の安全性や利便性を維持・向上するため、工作物や案内看板、便益施設等の修繕や更新、新設等、適切な措置を講じるとともに、ガイダンス機能の向上を図ります。

【運営体制】

今後の保存・活用や整備事業を円滑かつ効果的に進めるために、市役所内の関連部署や近隣の自治体、また関連団体や有識者等との連携を図る運営体制を構築します。

第2節 計画の骨子

基本理念と基本方針を踏まえ、以下ではこれらを実現・継続していくための整備基本計画を取りまとめます。

(1) 計画の骨子

整備基本計画は、現状を踏まえて、史跡の本質的価値等を適切に保存して後世に伝えていくための「保存整備」、来訪者が史跡を体感し、本質的価値を理解するための「活用整備」という目的別に記載します。なお、当該計画は原則として史跡中山道の指定範囲（延長約 4.2 km）を対象とするものですが、必要に応じて指定範囲外についても触れることとします。

《保存整備》…街道や石造物の保存、遺構の整備 等

本史跡の本質的価値を構成する諸要素等の適切な保存と景観の維持・向上に努めるとともに、周辺住民等の生活道路となっている区域については利便性にも配慮します。また、将来的な復旧整備の可能性を視野に入れ、その規模や構造等を把握するための調査（情報収集）にも努めます。

整備対象は以下を想定しますが、史跡指定区域外に位置する同様の要素にも配慮します。

- ① 史跡の本質的価値を有する諸要素（街道、石畳、一里塚、近世に造立された石仏等）
- ② 上記①以外の諸要素のうち、歴史的価値を有する諸要素（近代に造立された石仏等）
- ③ 上記①以外の諸要素のうち、史跡の保存に資する諸要素（立入り防止柵、土留め柵等）

《活用整備》…史跡の価値や魅力を知るための設備や基盤の整備、復元整備 等

来訪者や地域住民が史跡の価値についての理解を深められるよう、また史跡を体感できるよう、わかりやすい情報発信と設備の充実や学校との連携等に努めます。また、多くの方が史跡を体感・見学できるよう一定の利便性と安全性を確保しつつ、歴史的景観や環境にも留意します。

整備対象は以下を想定しますが、史跡指定区域外に位置する同様の要素にも配慮します。

- ④ 上記①～③以外の諸要素のうち、史跡の活用に資する諸要素（案内看板、階段等）
- ⑤ その他ハード面の取り組み（眺望の確保、ガイダンス施設の設置等）
- ⑥ その他ソフト面の取り組み（教育・観光団体との連携推進等）

(2) 整備方針と構成要素

第4章で掲げた現状と課題、また本章第1節で掲げた整備方針と計画の骨子（保存整備、活用整備）、さらに想定が必要と考えられる事項を加え、具体的な検討事項を以下の通り整理します（【 】内の番号は前頁①～⑥との関連性を示します）。

保存整備	活用整備
≪街道の保存／方針1≫ ◎洗掘・浸食対策【①】 ・洗掘箇所の復旧、再整備（水路更新含む） ・洗掘・浸食の防止対策 ◎調査【①】 ・文献調査等の実施 ◎その他【①・③】 ・き損時の迅速な復旧 ・獣害対策 ・根返り等が危惧される樹木の管理 ・土留め柵等の更新および必要性検討 ・標識の設置、境界杭の設置・維持	≪街道の環境整備／方針1≫ ◎安全性の確保【④・⑤】 ・街道法面の落石対策 ・眺望の確保 ≪一里塚の魅力発信／方針2≫ ◎一里塚の理解促進【⑤】 ・立木伐採の検討 ≪中山道物語の継承／方針3≫ ◎石造物等につわる伝承の継承【⑥】 ・伝承の調査、記録化 ≪学習機会と活用基盤の充実／方針4≫ ◎史跡の解説【④・⑤】 ・解説サイン等の更新およびデザインの統一化（サイン計画策定）、必要性検討 ・ガイダンス施設設置の検討 ・本来の道筋の標示・誘導方法の検討 ◎利便性の確保【④・⑤】 ・誘導サイン等の更新およびデザインの統一化（サイン計画策定）、必要性検討 ・便益施設（階段・ベンチ等）の更新および必要性検討 ◎学校・ボランティア等との連携【⑥】 ・学習会や見学会等の開催 ◎その他の基盤整備【⑤・⑥】 ・工作物の景観対策 ・VR等による景観復元
≪一里塚の保存／方針2≫ ◎盛土流失対策【①・③】 ・風雨による盛土の流失防止 ・獣害による盛土のき損防止 ・切り株の腐朽による盛土の崩落防止 ◎樹木の管理【①】 ・根返りが危惧される立木の伐採の検討 ◎調査・研究【①】 ・遺存状況等の情報収集 ・文献調査や科学的調査等の実施 ◎その他【①・③】 ・災害復旧時の発掘調査 ・標識の設置、境界杭の設置・維持	≪中山道プロモーション／方針5≫（※1） ◎情報・魅力発信【⑥】 ・瑞浪市役所内での連携強化・情報発信 ・博物館等での関連資料展示 ◎観光団体等との連携【⑥】 ・情報共有や協力の推進
≪石造物等の保存／方針3≫ ◎転倒・盗難対策【①・②】 ・石造物の転倒、盗難の防止 ◎石材の状況観察【①・②】 ・石造物の保存状況の観察・劣化対策 ◎その他【①・②】 ・石造物、茶屋跡の調査等の実施	

（※1）プロモーションでは整備実施、諸調査の成果、地域伝承、その他の情報を包括して発信。

（※2）いずれの事項でも、市民との協働、官民連携の推進を図る。

(3) 保存活用計画との整合性

整備や修繕は基本的に史跡の現状変更等を伴う行為であり、保存活用計画で定めた現状変更等の取り扱い（現状変更等が認められる行為の指針）と整合が図られている必要があることから、以下に保存活用計画で定めた構成要素ごとの指針を記載します（調整が必要な諸要素については省略）。

≪【A】本質的価値を有する諸要素≫

種別等	現状変更の基準	備考
街道・石畳 一里塚 石造物等 茶屋跡等	<ul style="list-style-type: none"> ・調査研究に伴う行為は許可する 例：発掘調査・測量（杭の設置）等 ・保存活用上必要な行為は許可する 例：遺構整備、石造物の転倒防止対策、 獣害防止柵の設置 等（※1） 	<ul style="list-style-type: none"> 街道のアスファルト舗装は、 琵琶峠地区では原則として許可しない ・その他の地区では保存活用に資する場合のみ許可する

（※1）獣害防止柵の設置は、必要最小限の範囲と認める場合のみ許可する。

≪【B-1】歴史的価値を有する諸要素≫

種別等	現状変更の基準	備考
石造物等	<ul style="list-style-type: none"> ・調査研究に伴う行為は許可する 例：石材調査 等 ・保存活用上必要な行為は許可する 例：破損部の修復、転倒防止対策 等 	

≪【B-2】保存・活用に資する諸要素≫

種別等	現状変更の基準	備考
指定標柱等 石碑等 解説サイン等 ベンチ等 立入防止柵等 車止め等	<ul style="list-style-type: none"> ・保存活用上必要な行為は許可する 例：新設・更新・撤去 等 	<ul style="list-style-type: none"> 新設は掘削範囲が最小限と認める場合のみ許可する 新設は原則として許可しない 新設は掘削範囲が最小限と認める場合のみ許可する 新設は基礎の掘削・打設が不要な場合のみ許可する 新設は掘削範囲が最小限と認める場合のみ許可する

第3節 保存整備

各地区の地形や過去の暫定整備等を踏まえ、以下に保存整備の具体的な方向性（考え方）や整備手法を掲げます。ただし、以下に掲げる手法は有力な候補ではあるものの、今後の技術・素材の発展等も考慮し、設計の段階で改めて最適な手法や素材、施工区域等を検討します。

(1) 街道・石畳の保存

【遺構保存/地形造成/遺構の表現に関する計画】

1) 整備の方向性

暫定整備を活かし、必要に応じて再整備や修繕等を実施しますが、街道（遺構）の掘削を伴わない工法を原則とします。掘削を伴う工法がやむを得ない場合にあっても、可能な限りその規模が小さな工法を用います。また、排水路の新設（遺構の掘削）はできるだけ避け、既設水路の更新に努めるとともに、更新に際しても過去の掘削範囲に留まるよう努めます。加えて、現況地形の保全を大前提とします。

なお、整備や修復の実施にあたっては、暫定整備（既設の設備）の効果等の評価を行い、その評価も踏まえて具体的な手法を決定することとします。

2) 整備手法

各地区の留意事項と整備の方向性、整備手法を以下に示します。

■各地区共通事項

【路面保護（表層整備）】

路面保護（洗堀箇所の復旧を含む）の整備手法として、以下の①～④を候補とする。

番号：名称 概要	参考写真 施工条件	メリット	デメリット
①土・砕石充填 街道ににがり等を混ぜた土、または景観砕石材を充填	 <p>【岐阜県瑞浪市 史跡中山道】</p> <p>歩道対応：○ 車道対応：△（轍等が生じる可能性あり）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 掘削が生じない 景観への配慮がしやすい 施工が容易 	<ul style="list-style-type: none"> 一定の流失が危惧され、定期的な維持管理（充填作業）が必要
②脱色アスファルト舗装（表層舗装） 天然の豆砂利を骨材として使用したアスファルト舗装	 <p>【長野県塩尻市 奈良井宿】</p> <p>歩道対応：○ 車道対応：○</p>	<ul style="list-style-type: none"> 耐久性が高い（通常のアスファルト舗装と同等） 	<ul style="list-style-type: none"> 施工時に車両等による搬入が必要

<p>③土系舗装 (表層舗装)</p> <hr/> <p>真砂土と硬化剤を 配合した土系舗装</p>	 <p style="text-align: center;">【兵庫県姫路市 好古園】</p> <hr/> <p>歩道対応：○ 車道対応：△（耐荷重性が低い）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 景観への配慮がしやすい 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 耐荷重性が低い ・ 施工後にコケが生えやすい
<p>④たたき風舗装 (表層舗装)</p> <hr/> <p>三和土(土・石灰・ にがり等)を用いた舗装</p>	 <p style="text-align: center;">【岐阜県瑞浪市 史跡中山道】</p> <hr/> <p>歩道対応：○ 車道対応：○</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 景観への配慮がしやすい 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施工後にコケが生えやすい

※③・④に用いる硬化剤（結合剤）の種別や配合等は、設計時に検討する。

なお、上記①～④の施工によっても路面の流失が危惧される場合は、以下の手法を併せて検討する。

《①施工の際》砕石安定材（写真 5-1）を併用する。

※施工に際しては、砕石安定材の厚みと砕石層の厚みを同程度とし、掘削が最小限となるよう努める。



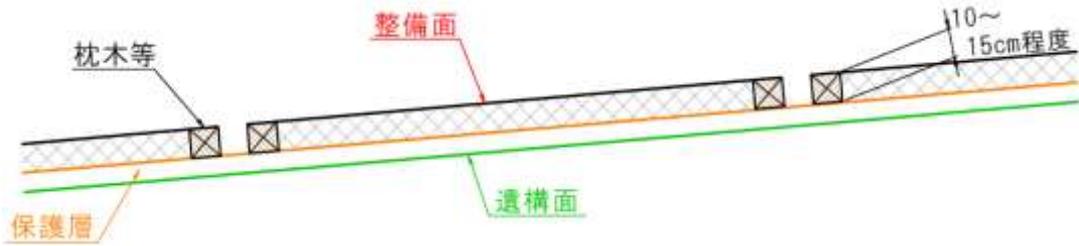
写真 5-1 砕石安定材 イメージ

【路面排水（横断）】

路面排水（横断排水）の整備手法として、以下の①～④を候補とする。

番号／名称／概要	
参考図面	
①土構造…堤（土手）状に盛土を行う。	
施工条件	歩道対応：○ 車道対応：△（舗装の場合は適さない）
メリット	<ul style="list-style-type: none"> 掘削が生じない 景観への配慮がしやすい
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> 一定の流失が危惧され、定期的な維持管理（充填作業）が必要
②ゴム製仕切り板…ゴム等の仕切り板を設置する。	
施工条件	歩道対応：○ 車道対応：○
メリット	<ul style="list-style-type: none"> 施工が容易
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> 景観的に違和感が残る ピン打設等が必要な場合あり 歩行者がつまづく可能性あり
③木材・擬木製品…円柱形（丸棒状）の木材や擬木製品を設置する。	
施工条件	歩道対応：○ 車道対応：×
メリット	<ul style="list-style-type: none"> 景観への配慮がしやすい 施工が容易
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ピン打設等が必要 歩行者がつまづく可能性あり

④木材等横断溝…天然木材や擬木、枕木等による横断溝を設置する。



施工条件	歩道対応：○ 車道対応：○
メリット	・景観への配慮がしやすい
デメリット	・枝葉等が詰まりやすい ・ピン打設等が必要な場合あり

【路面排水（側溝）】

路面排水（側溝／素掘り水路・既設の木製水路）の整備・更新手法として、硬化マット類（雨水に反応（水和反応）して、シート内の特殊セメントが硬化するマット類）の設置を候補とする（図5-1・写真5-2・5-3）。

※大量の流水が想定される箇所には適さず、路面保護対策との併用時には路面端部（路肩）との調整、また法面上部からの雨水対策が必要。

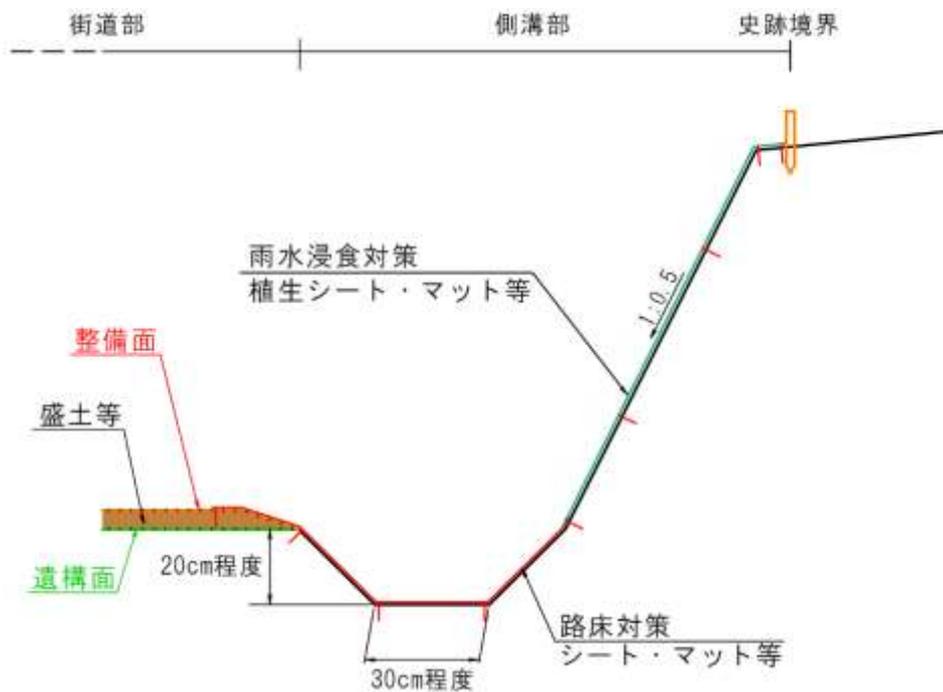


図5-1 路面排水(側溝) 整備(断面) 模式図



写真 5-2 硬化マット イメージ



写真 5-3 素掘り側溝 設置イメージ

■ 地区別事項

鴨之巣～平岩地区



写真 5-4 斜面部 現況



写真 5-5 秋葉坂 現況

◎整備の方向性

- ・平坦部は現状維持とする（ただし轍等は路面保護と同様の対策を講じる）。
- ・斜面部は路面保護、路面排水（横断）を行う。

◎留意事項

- ・日常的な自動車の通行を想定する。

◎整備手法

- ・路面保護は、手法①（碎石の充填）を想定する。ただし、秋葉坂については、手法①と碎石安定材の併用を想定するが、手法④（たたき風舗装）も検討する。
 - ※砕石材および舗装材は、周囲の景観に調和する色調・形状等の選定に努める。
 - ※碎石安定材は、車両の通行や耐久性、景観性等を考慮し設計時に詳細を検討する。
- ・路面排水（横断排水）は、手法①（土構造）を想定する。ただし、秋葉坂については、手法④（枕木等横断溝）の新設も検討する。
 - ※設置箇所・間隔等は、勾配や表流量（想定）に基づき設計時に検討する。
 - ※道路進行方向に対して直角ではなく、斜め方向の設置に配慮する。
 - ※秋葉坂の、路面排水（横断）手法④（枕木等横断溝）の新設は、路面整備手法および勾配や表流量（想定）に基づき、設計時に可否や設置箇所等を検討する。



写真 5-6 石畳整備箇所 現況



写真 5-7 西部地道箇所 現況

◎整備の方向性

- ・石畳整備箇所は現状維持とする（必要に応じて復旧等を行う）。
- ・西部地道箇所は路面保護、路面排水（横断）を行う。また、必要に応じて路肩崩落対策、水路（路床）洗堀対策を行う。

◎留意事項

- ・自動車の通行は想定しない。

◎整備手法

- ・路面保護は、手法①（土の充填）を想定するが、必要に応じて手法③（土系舗装）、手法④（たたき風舗装）も検討する。

※表流水を低減させるため、山側法面から水路側へ横断的な傾斜を設けることを想定するが、進行方向の勾配も考慮して、設計時に検討する。

※舗装を行う際は、路面に細かな溝や凹凸を形成する等、表流水の誘導や滑り防止に配慮する。

- ・路面排水（横断排水）は、手法①（土構造）を想定するが、必要に応じて手法③（木材設置）、手法④（枕木等横断溝）も検討する。

※設置箇所・間隔等は、現地の勾配や表流量（想定）に基づき設計時に検討する。

※西端部では、側溝の適切な規模・構造について設計時に検討する。

※道路進行方向に対して直角ではなく、斜め方向の設置に配慮する。

※必要に応じて山側に側溝の設置、硬化マット等の併用も検討する。

- ・道路の法面保護（路肩の崩落対策）は、手法①丸太組み（写真 5-8）、手法②ふとんかご（写真 5-9）、手法③植生土のう（写真 5-10）を候補とするが、安全性と景観性、また豪雨時等に水量が増加した場合（土のうの流失が危惧される）を考慮し、路肩下部を②ふとんかご、上部を③植生土のうを用いることを想定する。

※施工の可否や施工箇所・範囲等は、現地確認の結果に基づき設計時に検討する。

※必要に応じて、裏込め、水抜き対策等について設計時に検討する。

※表流水の適切な処理のため、路肩部の構造・素材等について設計時に検討する。

※施工に際しては、史跡指定範囲について考慮する。

※街道上部の法面がき損した場合の復旧等についても、手法①～③を候補とする。



写真 5-8 ①丸太組み



写真 5-9 ②ふとんかご



写真 5-10 ③植生土のう

・水路（路床）洗堀対策は、石材を樹脂製または金属製のネットで被覆して路床に設置する方法を想定する。

※設置の要否や施工箇所・範囲等は、現地確認の結果に基づき設計時に検討する。

以下に、西側地道箇所を整備概念図を示す。

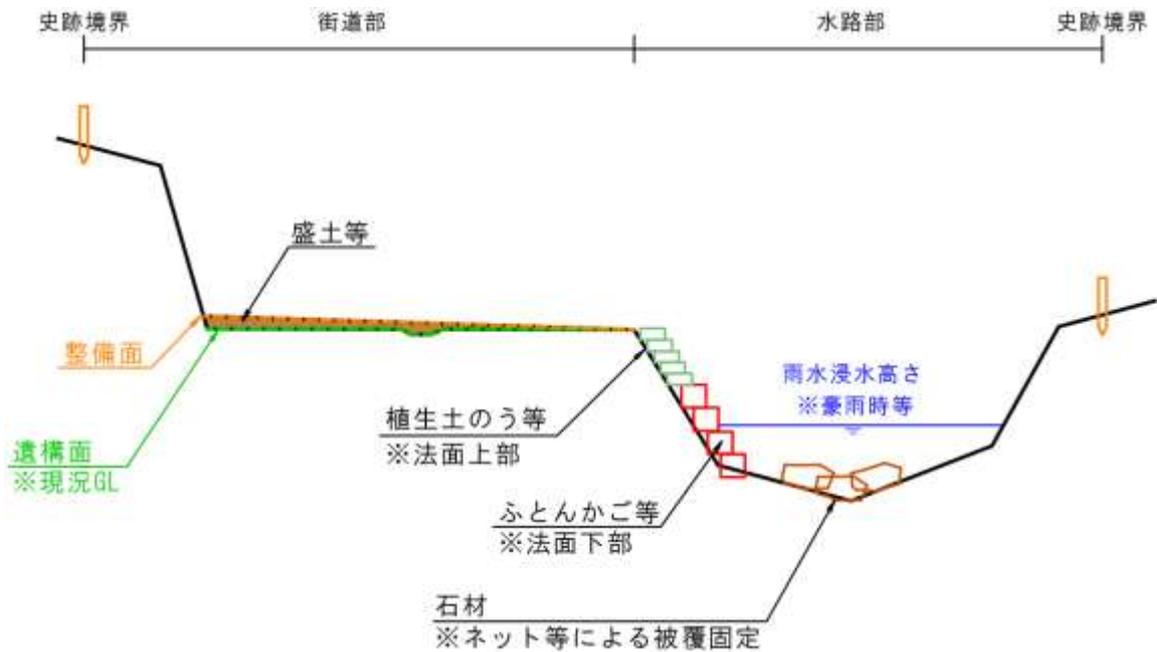


図 5-2 琵琶峠地区（西側地道箇所）整備概念図

十三峠 童子ヶ根地区



写真 5-11 斜面部 現況



写真 5-12 斜面部 現況

◎整備の方向性

- ・平坦部は現状維持とする（ただし轍等は路面保護の工法による対策を講じる）。
- ・斜面部は路面保護、路面排水（横断）を行う。
- ・平坦部、傾斜部にかかわらず路面排水（側溝）の更新を行う。

◎留意事項

- ・西部は日常的な自動車の通行、その他は管理等のための自動車の通行を想定する。

◎整備手法

- ・路面保護は、手法③（土系舗装）、手法④（たたき舗装）を検討する。また、平坦面の轍等については手法①（碎石の充填）を想定する。
 - ※砕石材および舗装材は、周囲の景観に調和する色調・形状等の選定に努める。
 - ※舗装を行う際は、路面に細かな溝や凹凸を形成する等、表流水の誘導や滑り防止に配慮する。
- ・路面排水（横断排水）は、手法①（土構造）、手法③（木材設置）、手法④（枕木等横断溝）を想定するが、硬化マットの使用も検討する。
 - ※設置箇所・間隔等は、現地の勾配や表流量（想定）に基づき設計時に検討する。
 - ※道路進行方向に対して直角ではなく、斜め方向の設置に配慮する。
- ・路面排水（側溝）は、硬化マットの使用を想定する。
 - ※設置の要否や施工箇所・範囲等は、現地確認の結果に基づき設計時に検討する。
 - ※必要に応じて、路面端部との調整、また法面上部からの雨水対策を検討する。

十三峠 地蔵坂～炭焼立場地区



写真 5-13 斜面部 現況



写真 5-14 斜面部 現況

◎整備の方向性

- ・平坦部は現状維持とする（ただし排水に課題がある箇所は、路面保護の手法による対策を講じる）。
- ・斜面部は路面保護、路面排水（横断）を行う。
- ・傾斜部は路面排水（側溝）を行う。

◎留意事項

- ・西部は日常的な自動車の通行、その他は管理等のための自動車の通行を想定する。

◎整備手法

- ・路面保護は、手法③（土系舗装）、手法④（たたき舗装）を想定する。また、排水に

課題がある箇所は手法①（砕石の充填）、手法③（土系舗装）を検討する。

※砕石材および舗装材は、周囲の景観に調和する色調・形状等の選定に努める。

※舗装を行う際は、路面に細かな溝や凹凸を形成する等、表流水の誘導や滑り防止に配慮する。

・路面排水（横断排水）は、手法①（土構造）、手法③（木材設置）、手法④（枕木等横断溝）を想定するが、硬化マットの使用も検討する。

※設置箇所・間隔等は、現地の勾配や表流量（想定）に基づき設計時に検討する。

※道路進行方向に対して直角ではなく、斜め方向の設置に配慮する。

・路面排水（側溝）は、硬化マットの使用を想定する。

※設置の要否や施工箇所・範囲等は、現地確認の結果に基づき設計時に検討する。

※必要に応じて、路面端部との調整、また法面上部からの雨水対策を検討する。

3) 路肩復旧の手法（き損時の迅速な復旧）

十三峠童子ヶ根地区では過去に路肩の崩落が発生しており、周辺では今後も同様の現象が生じる可能性があります。円滑かつ迅速な復旧のため、想定する手法を以下に提示します。

◎復旧手法

・法面排水に配慮が必要な場合は、ふとんかご・植生土のうによる復旧を想定する。

※施工に際しては、崩落前の幅員確保を原則とする。

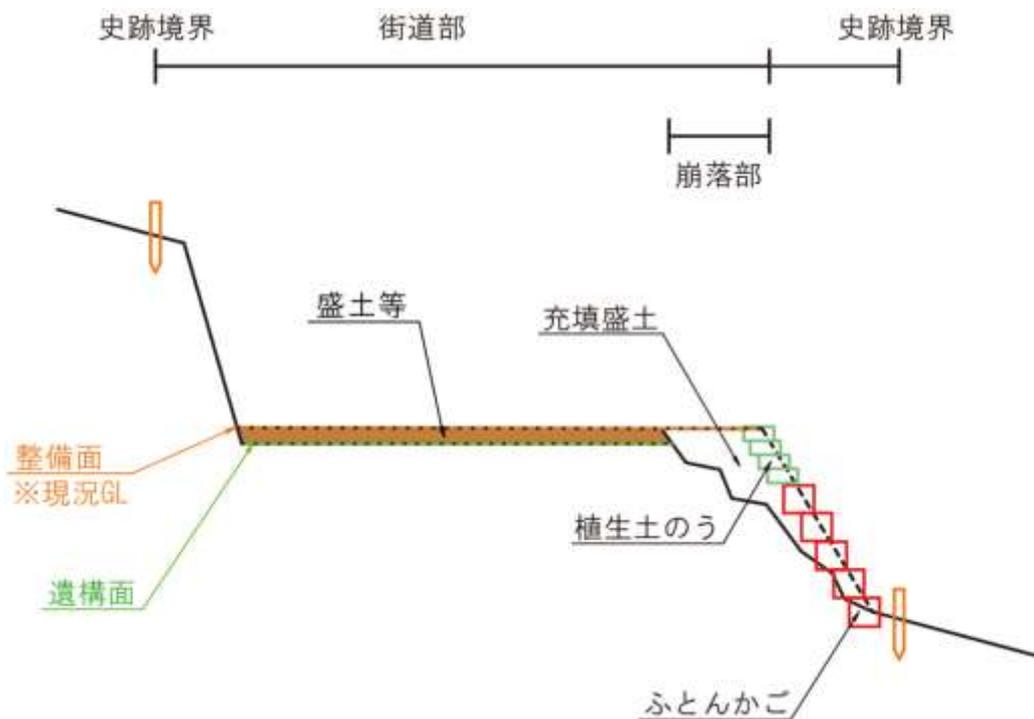


図 5-3 路肩復旧（法面排水に配慮が必要な場合）工法概念図

- ・ **法面排水に配慮が不要な場合**は、川原石・コンクリートによる復旧を想定する。
 ※施工に際しては、崩落前の幅員確保を原則とする。

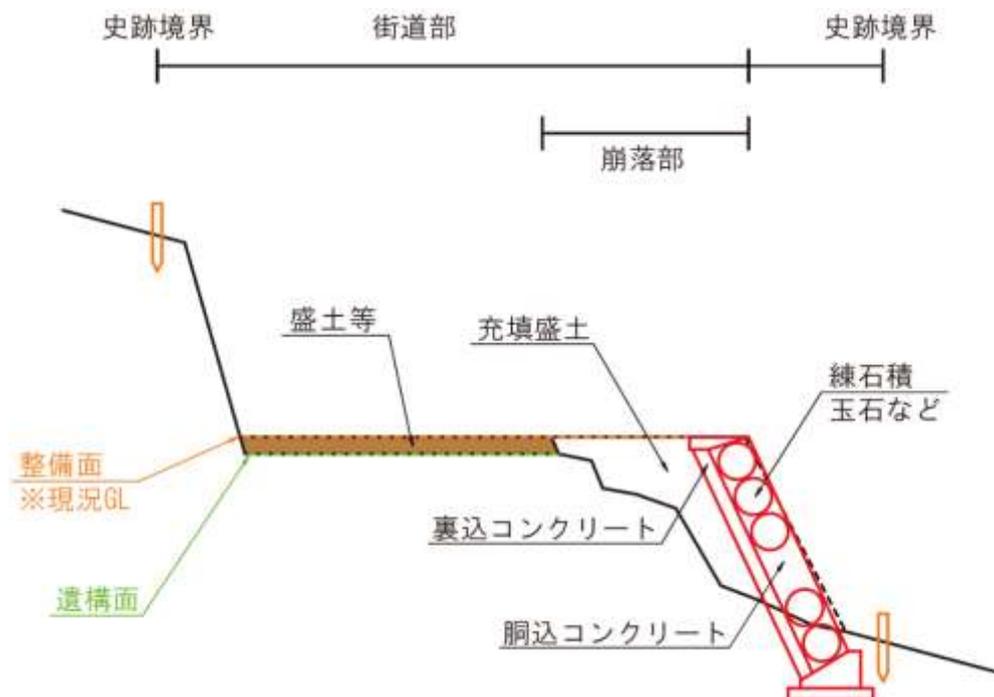


図 5-4 路肩復旧（法面排水に配慮が不要な場合）工法概念図

4) その他の取り組み

- ・ **街道の調査**は、追加指定や将来的な復元整備の可能性を考慮し、古文書、古地図等の調査を行う。また、重要な古文書・古地図等は文化財指定を検討する。
- ・ **獣害対策**は、周辺環境に配慮しながらソフト面での対応（忌避剤の散布等）を想定するが、必要に応じて獣害対策シート等の使用も検討する。
- ・ **樹木の管理**は、定期的な巡視を行い、必要に応じて伐採を行う。
- ・ **土留め柵等の更新**は、暫定整備に準じた仕様として検討を加え、随時設置箇所や設置範囲を検討する。
- ・ **標識の設置**は、適切な**場所**への設置に努める。**標識の仕様**は史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則（昭和 29 年文化財保護委員会規則第 7 号）に従う。また、境界杭は既設杭の維持に努め、必要に応じて高耐久性杭（**同規則に定めた境界標（13cm 角の四角柱・地表から高さ 30cm 以上／71 頁参照）**）へ更新する。

(2) 一里塚の保存

【遺構保存/地形造成/遺構の表現に関する計画】

1) 整備の方向性

景観の維持・向上のために現状維持を原則とし、現況地形の保全を大前提とします。ただし、盛土の流失対策や獣害対策を行うとともに、立木の伐採について検討します。

立入防止柵については、当面の間はその維持に努めますが、更新に際しては撤去の可能性も含めて、その必要性を検討します。

また、今後の復元整備の可能性を考慮し、情報収集のために様々な調査に努めます。

2) 整備手法

各一里塚の整備の方向性、整備手法を以下に示します。

鴨之巣一里塚



写真 5-15 鴨之巣一里塚 現況



写真 5-16 一里塚（北側） 近景

◎整備の方向性

- ・盛土流失対策を行う。
- ・獣害対策を行う。
- ・立木の伐採を想定する。
- ・立ち入り対策は現状維持とする（鎖の破損等の場合は修復を行う）。

◎整備手法

- ・盛土流失対策は、以下の①～④を候補とするが、将来の復元整備の可能性も考慮し、手法①（植生シート）を想定する。
- ・獣害対策は、電気柵の設置、またはソフト面での対応（忌避剤の散布等）を想定するが、獣害対策シートの設置も検討する。
 ※獣害対策シートは、草刈り作業の支障とならない製品の選定に努める。
- ・立木の伐採は、根腐り防止のため、樹種により適切な伐採方法を検討する。

【盛土流失対策】

番号：名称 概要	参考写真	安定性	景観性
		施工性	経済性
①植生シート 植物の育成を促すシートを敷設		シート露出・植生期間とも表土流失しない	自然色に近いが、施工直後は表土色と異なる
		人力で施工可能（ピン留めのみ）	2,000円～3,000円/㎡

<p>②むしろ</p> <p>種子や肥料袋を巻き付けたむしろを敷設</p>		<p>シート露出・植生期間とも表土流失しない</p>	<p>植生・腐朽までは違和感あり</p>
<p>③植生機材吹付</p> <p>種子や肥料等を混合して吹き付ける</p>		<p>吹付後、活着まで時間を要する（対策は可能）</p>	<p>施工直後から自然な風合いとなる</p>
<p>④張芝</p> <p>芝を張る</p>		<p>芝活着までやや不安定だが、活着後は安定する</p>	<p>施工直後から自然な風合いとなる</p> <p>張芝のみ 1,500円/㎡ 客土含む 3,000円/㎡</p>

※経済性は、本計画策定時点の概算額である。

※いずれの手法も、必要に応じて盛土充填等により形状を整形した後に実施する。

※シートは、周囲の景観に調和する色調・素材の選定に努める。

※塚（盛土）表面は、原則として除草を行う程度で、必要に応じて盛土による整形を行う。

奥之田一里塚



写真 5-17 奥之田一里塚（北側） 現況



写真 5-18 一里塚（南側） 獣害の現況

◎整備の方向性

- ・崩落箇所には盛土復旧を行う。
- ・獣害対策は現状維持とする（必要に応じて対策を強化する）。
- ・遺構に影響を与えている、または与える恐れのある立木の伐採を想定する。
- ・切り株腐朽による盛土崩落対策を検討する。
- ・立ち入り防止柵の破損箇所を修復する。

◎整備手法

- ・盛土復旧は、崩落箇所に土のうの設置、および盛土充填を検討する。また、盛土の流失が危惧される場合は、盛土流失対策の手法①（植生シート）の使用を検討する（植生活着のため、必要に応じて表土のすきとりを行う）。

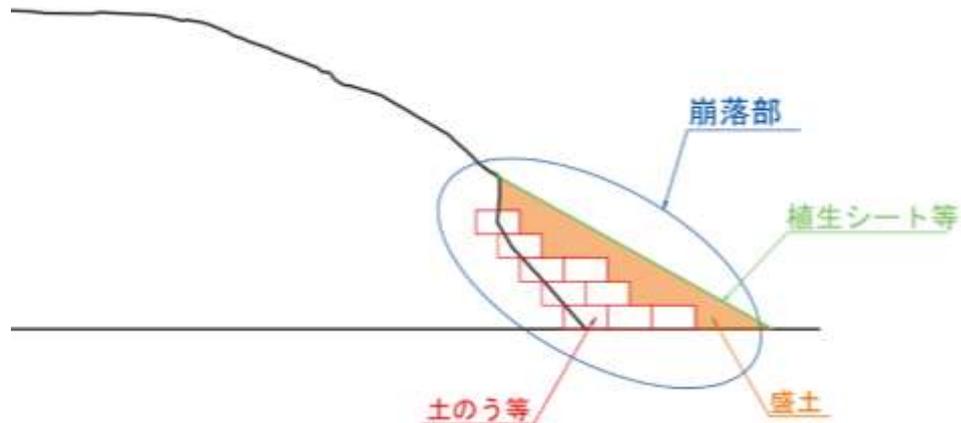


図 5-5 一里塚盛土崩落対策 手法概念図

※土のう、シート等は、周囲の景観に調和する色調・素材を選定する。

※植生土のうを使用する際は、周囲の景観・環境に調和する色調、種子を選定する。

※立体ハニカム構造体（ジオセル）を用いた法面保護工法（写真 5-19）の使用を検討する。



写真 5-19 法面保護工法（イメージ）

- ・獣害対策は、必要に応じてソフト面での対応（忌避剤の散布等）を想定するが、獣害対策シートの設置も検討する。

※獣害対策シートは、草刈り作業の支障とならない製品の選定に努める。

- ・立木の伐採は、根腐り防止のため、樹種により適切な伐採方法を検討する。
- ・盛土崩落対策は、盛土復旧に準じた手法を検討する。

八瀬沢一里塚



写真 5-20 八瀬沢一里塚（北側） 現況



写真 5-21 立ち入り防止柵 現況

◎整備の方向性

- ・盛土流失対策は行わない。
- ・獣害対策を行う（必要に応じて）。
- ・立ち入り対策は現状維持とする（鎖の破損等の場合は修復を行う）。

◎整備手法

- ・獣害対策は、必要に応じて電気柵の設置、またはソフト面での対応（忌避剤の散布等）を想定するが、獣害対策シートの設置も検討する。

※獣害対策シートは、草刈り作業の支障とならない製品の選定に努める。

権現山一里塚



写真 5-22 権現山一里塚 現況



写真 5-23 一里塚（南側） 近景

◎整備の方向性

- ・盛土流失対策は行わない。
- ・立ち入り対策は行わない。
- ・獣害対策を行う（必要に応じて）。

◎整備手法

- ・獣害対策は、必要に応じて電気柵の設置、またはソフト面での対応（忌避剤の散布等）を想定するが、獣害対策シートの設置も検討する。

※獣害対策シートは、草刈り作業の支障とならない製品の選定に努める。

3) その他の取り組み

- ・一里塚の調査は、将来的な復元整備の可能性を考慮し、一里塚の規模や構造、旧来の景観等の情報を収集するため、古文書、古地図等の調査を行う。また、土質調査等の科学的調査、規模の大きな復旧を行う際には発掘調査等にも努める。加えて、重要な古文書・古地図等は文化財指定を検討する。
- ・標識の設置は、適切な設置個所を検討して設置に努めるとともに、設置にあたっては史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則（昭和 29 年文化財保護委員会規則第 7 号）に従う。また、境界杭については同規則に定めた境界標（13cm 角の四角柱・地表から高さ 30cm 以上／71 頁参照）への更新に努める。

(3) 石造物等の保存

【遺構保存/遺構の表現に関する計画】

1) 整備の方向性

現状維持を原則としますが、地震等による転倒が危惧される場合は、盗難対策を兼ねた手法による対策、および記録保存等のため 3D データ化等を検討します。

また、経過観察と調査に努めるとともに、石材の劣化や石窟屋根の腐朽が認められる場合等は、景観・環境に配慮した対策・修復を行います。

2) 整備手法

- ・転倒防止対策は、支柱の設置およびワイヤー・フック等による固定を検討する。
- ・石材劣化対策は、樹脂の含侵や塗布等を検討する。

3) その他の取り組み

- ・石造物・茶屋跡の調査は、文献調査・発掘調査等の実施に努める。

第4節 活用整備

(1) 環境整備

【管理施設及び便益施設/周辺地域の環境保全に関する計画】

1) 整備の方向性

来訪者の一定の安全性と利便性を確保するため道路法面の落石対策を検討します。また、便益施設（トイレ・ベンチ等）の適切な維持管理と必要性の検討および眺望の確保等に努めます。

ただし、一部の行為は史跡指定範囲外におよぶ場合も想定されることから、実施にあたっては、指定範囲の確認や必要に応じて地権者の同意、管理者との協議等が必要となることに留意が必要です。

2) 整備手法

- ・便益施設は、適切な維持管理に努めるとともに、随時その必要性や景観対策、利便性・安全性向上等を検討する。
- ・落石対策は、ワイヤロープ掛け工またはロープ伏せ工を想定する。
※必要に応じて、表面を景観対策のネット等で覆うことを検討する。
- ・眺望確保は、古文書や古地図等によって歴史的な眺望箇所を調査するとともに、現地確認により候補地の選定に努める。ただし、実施にあたっては希少植物の有無等

を確認し、環境へ与える影響が最小限となるよう努める。



写真 5-24 ロープ掛けエ (イメージ)



写真 5-25 ロープ伏せエ (イメージ)

(2) 一里塚の魅力発信

【管理施設及び便益施設/公開・活用及びそのための施設に関する計画】

1) 整備の方向性

一里塚の歴史や文化財的な価値等を周知するため、見学・解説等の推進に努めます。また、一里塚本来の姿を理解するため、後世に植生した立木の伐採を想定するとともに、様々な情報発信に努めます。

2) 整備手法

- ・ 見学・学習推進は、既設階段等の適切な維持管理を想定する。
※説明看板等については、以下の(4)で記載。
- ・ 立木伐採は、根腐り防止のため、樹種により適切な伐採方法を検討する。

(3) 地域伝承等の継承

【地域全体における関連文化財等の有機的な整備活用に関する計画】

1) 整備の方向性

中山道を通行した歴史上の人物、各所に設置された石造物の由来、中山道にまつわる物語等は、市民等が本史跡に興味を持つ契機となるものと考えられることから、これらの調査や記録化、情報発信に努めるとともに、地域伝承等の情報が掲載された既刊書籍の紹介等も想定します。

2) 整備手法

- ・ 調査・記録化は、既刊書籍等の調査を想定する。また、市民との協働により、新規の情報収集や記録化に努める。
- ・ 情報発信は、市のホームページや SNS の利用を想定し、小冊子・書籍の印刷等も検討する。

(4) 学習機会と活用基盤の充実

【案内・解説施設/公開・活用及びそのための施設/修景及び植栽に関する計画】

1) 整備の方向性

来訪される方が、気軽に本史跡の歴史や価値等を学び、一定の利便性を確保するため

に、解説サインや誘導サイン、便益施設の管理・更新等に努めます。

また、より多くの方が本史跡とかかわりを持ち、その価値や魅力を学ぶとともに愛着の醸成を図るため、学校教育やボランティアとの連携強化を図ります。

2) 整備手法

- ・ 解説・誘導サイン等は、**次節（サイン計画）**のとおりとする。
- ・ 連携強化は、学校教育やボランティアとの連携による見学会等の開催を想定する。
また、児童・生徒等が学習・体験等の成果を発信するとともに、他の来訪者との交流を図るための掲示板設置、サイン更新等の取り組みを検討する。

3) その他の取り組み

- ・ ガイダンス施設の設置は、既存施設の利用（既存施設内への設置）を検討する。
- ・ 本来の道筋の標示・誘導は、誘導サインの新設、路面の表層整備（表層の色調統一）を検討する（必要に応じて史跡指定区域外の舗装色も変更を検討する）。
- ・ 工作物の景観対策は、原則としては修復・更新時の対応を想定し、必要に応じて植栽や景観色への塗装等の対応に努める。
- ・ VR等による景観復元は、学校教育等との連携が図られる手法を検討する。

(5) 中山道プロモーション

【公開・活用に関する計画】

1) 整備の方向性

本史跡の価値や魅力、**また整備の進捗状況等の情報**を、地域住民や市民を含む多くの方に伝えるため、本市ホームページや SNS **等**の活用を推進するとともに、多言語化への対応にも努めます。

情報共有と効果的な情報発信を推進するため、市役所内や関連団体、近隣自治体等との連携を強化します。また、中山道にまつわる地域伝承や様々な調査結果・**記録**等を地域住民や市民等に伝え、学ぶ機会を創出等するため、博物館等の活用にも努めます。

2) 整備手法

- ・ 市役所内連携強化は、商工観光課、シティプロモーション課等との連携・情報共有を推進する。また、効果的・魅力的な情報発信の手法等を随時検討する。
- ・ 関連団体との連携強化は、観光協会、まちづくり組織等との連携を推進し、史跡や地域伝承等の情報発信、イベントの開催等に努める。
- ・ 博物館等の活用は、中山道に関連する資料等の展覧会を開催するとともに、展示解説や講演会等の開催に努める。

第5節 サイン計画

(1) 整備手法

既存サインについては、その有効活用に配慮し、必要性を随時検討して更新や撤去等を行うとともに、デザイン・色調の統一化を図ることを基本とします。また、**設置箇所についても随時検討を行い、必要に応じて移設や新設を行います**が、**移設・新設に際しては、遺構や景観への影響に十分配慮して実施することとします。**

既存サインのうち今後も調整が必要なものについては、必要性や景観への影響（デザイン・

大きさ・色調)を考慮して、随時修繕(デザイン・色調等の統一化)や撤去等の対応を所有者等と協議します。また、保存活用上または公益上必要で、かつ遺構や景観への影響に十分に配慮している場合は、サインの新設を認めます。

なお、設置するサインは、史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則(以下、「設置基準規則」といいます。)に定める標識および説明版も含めて以下のものとします。

■サインの構成

種類	役割等
標柱(※1)	史跡および主要な遺構等の名称を記載し、名称・位置等を把握する。
解説サイン(※2)	歴史的・特徴的な場所や遺構等に関する情報を記載し、史跡について学ぶ。
誘導サイン	中山道の道筋を示し、来訪者を適切に誘導する
名称サイン	地名や石造物等の名称を記載し、名称・位置等を把握する。
注意喚起サイン	来訪者の活動の一部を抑制する、または注意事項を知らせる。

(※1) 暫定整備では、設置基準規則第1条に掲げられた標識が未設置であるので、新設を要する。

なお、標識のデザインは標柱の仕様(71頁参照)との統一性に配慮する。

(※2) 暫定整備では、設置基準規則第2条に掲げられた史跡名勝天然記念物の別及び名称等の事項、指定に係る地域を示す図面を記載したものが未設置であるので、新設を要する。

■史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則(昭和二十九年文化財保護委員会規則第七号)

史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則

文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)第十五条第一項及び第七十二条第一項(同法第七十五条及び第九十五条第五項で準用する場合を含む。)の規定に基き、史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則を次のように定める。

(標識)

第1条 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。)第百十五条第一項(法第百二十条及び第七十二条第五項で準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により設置すべき標識は、石造とするものとする。ただし、特別の事情があるときは、金属、コンクリート、木材その他石材以外の材料をもつて設置することを妨げない。

2 前項の標識には、次に掲げる事項を彫り、又は記載するものとする。

一 史跡、名勝又は天然記念物の別(特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物の別を表示することを妨げない。)及び名称

二 文部科学省(仮指定されたものについては、仮指定を行つた都道府県又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市の教育委員会(当該都道府県又は指定都市が法第五十三条の八第一項に規定する特定地方公共団体である場合にあつては、当該都道府県又は指定都市)の名称。第四条第三項において同じ。)の文字(所有者又は管理団体の氏名又は名称を併せて表示することを妨げない。)

三 指定又は仮指定の年月日

四 建設年月日

- 3 第一項の標識の表面の外、裏面又は側面を使用する場合には、前項第二号から第四号に掲げる事項は裏面又は側面に、裏面及び側面を使用する場合には、前項第二号に掲げる事項は裏面に前項第三号及び第四号に掲げる事項は側面に、それぞれ表示するものとする。

(説明板)

第2条 法第百十五条第一項の規定により設置すべき説明板には、次に掲げる事項を平易な表現を用いて記載するものとする。

- 一 特別史跡若しくは史跡、特別名勝若しくは名勝又は特別天然記念物若しくは天然記念物の別及び名称
- 二 指定又は仮指定の年月日
- 三 指定又は仮指定の理由
- 四 説明事項
- 五 保存上注意すべき事項
- 六 その他参考となるべき事項

- 2 前項の説明板には、指定又は仮指定に係る地域を示す図面を掲げるものとする。但し、地域の定がない場合その他特に地域を示す必要のない場合は、この限りでない。

(標柱及び注意札)

第3条 前条第一項第四号又は第五号に掲げる事項が指定又は仮指定に係る地域内の特定の場所又は物件に係る場合で特に必要があるときは、当該場所若しくは物件を標示する標柱又は当該場所若しくは物件の保存上注意すべき事項を記載した注意札を設置するものとする。

(境界標)

第4条 法第百十五条第一項の規定により設置すべき境界標は、石造又はコンクリート造とする。

- 2 前項の境界標は、十三センチメートル角の四角柱とし、地表からの高さは三十センチメートル以上とするものとする。
- 3 第一項の境界標の上面には指定又は仮指定に係る地域の境界を示す方向指示線を、側面には史跡境界、名勝境界又は天然記念物境界の文字（特別史跡境界、特別名勝境界又は特別天然記念物境界の文字とすることを妨げない。）及び文部科学省の文字を彫るものとする。
- 4 第一項の境界標は、指定又は仮指定に係る地域の境界線の屈折する地点その他境界線上の主要な地点に設置するものとする。

(標識等の形状等)

第5条 第一条から前条までに定めるものの外、標識、説明板、標柱、注意札又は境界標

の形状、員数、設置場所その他これらの施設の設置に関し必要な事項は、当該史跡、名勝又は天然記念物の管理のため必要な程度において、環境に調和するよう設置者が定めるものとする。

(囲いその他の施設)

第6条 法第百十五条第一項の規定により設置すべき囲いその他の施設については、前条の規定を準用する。

附 則

- 1 この規則は、昭和二十九年七月一日から施行する。
- 2 史跡名勝天然記念物保存施設規則（昭和二十六年文化財保護委員会規則第二号）は、廃止する。

(2) サインの仕様（新設・更新サインのデザイン）

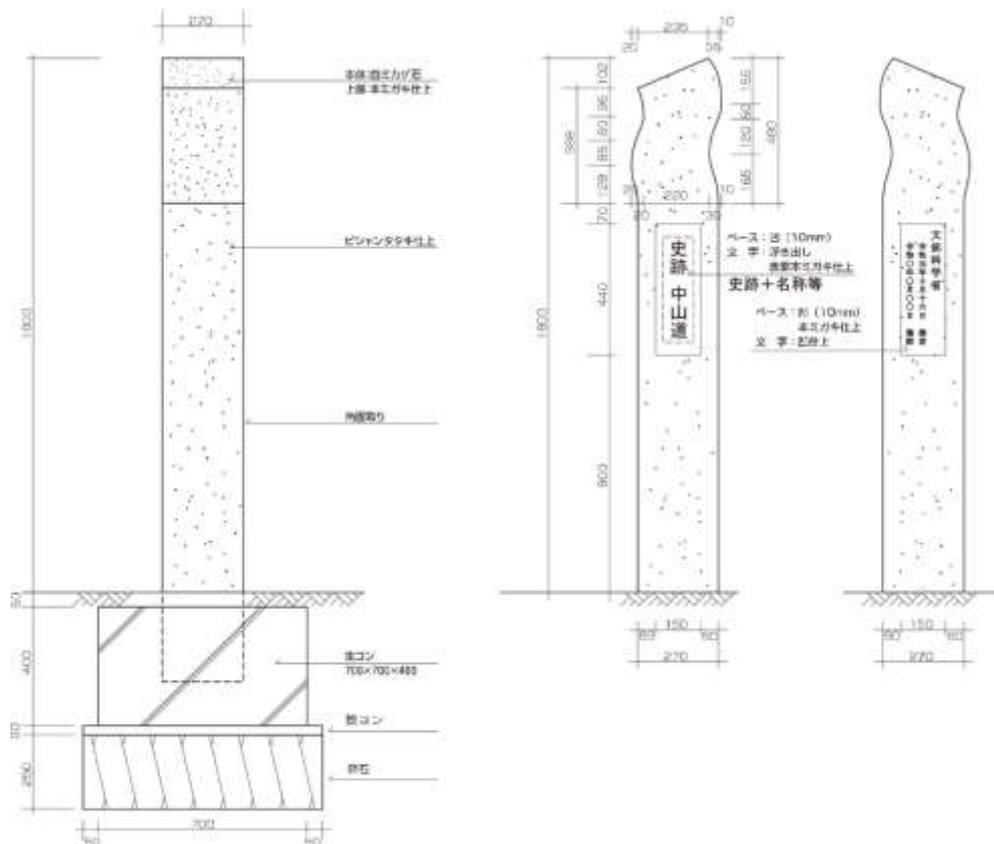


図 5-6 標柱仕様

※新設を要する標識（設置基準規則第1条による標識）にも当該仕様を用いる。

※既設標柱の更新の際は、指定名称（中山道）と遺構名称（〇〇一里塚等）の併記を検討する。

※指定年月日の表示は「令和元年10月16日」（瑞浪市域の中山道が追加指定された年月日）とする（説明版においても同じ）。

※解説・多言語対応等のため、2次元バーコードの表示等を検討する。

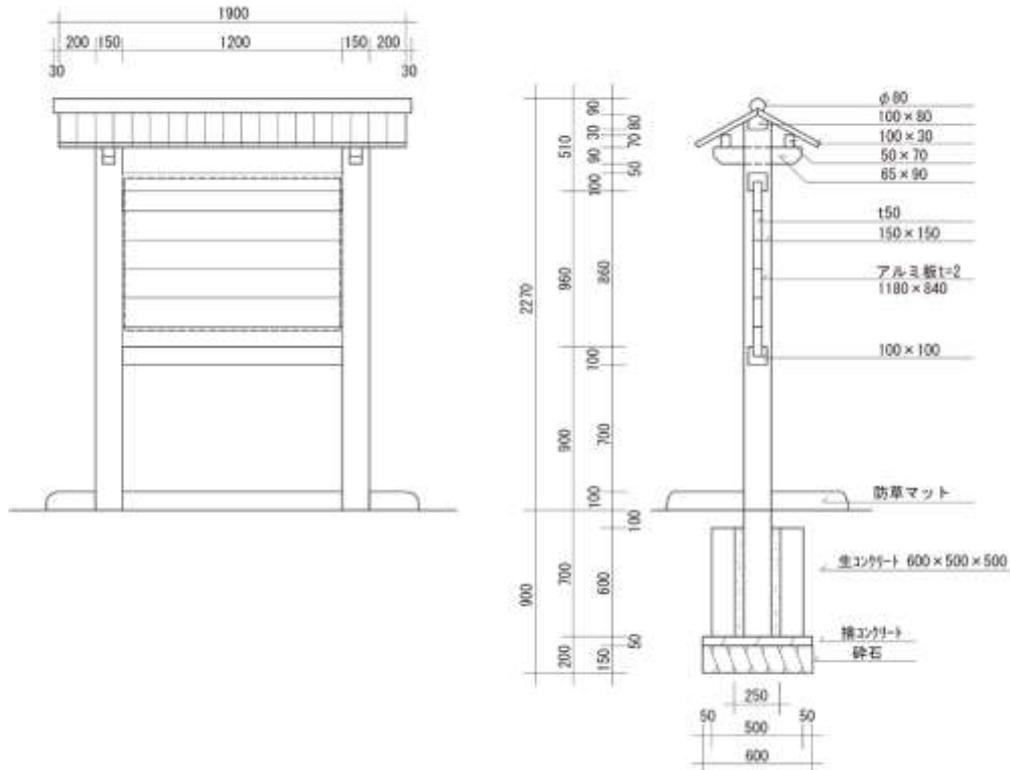


図 5-7 解説サイン 仕様

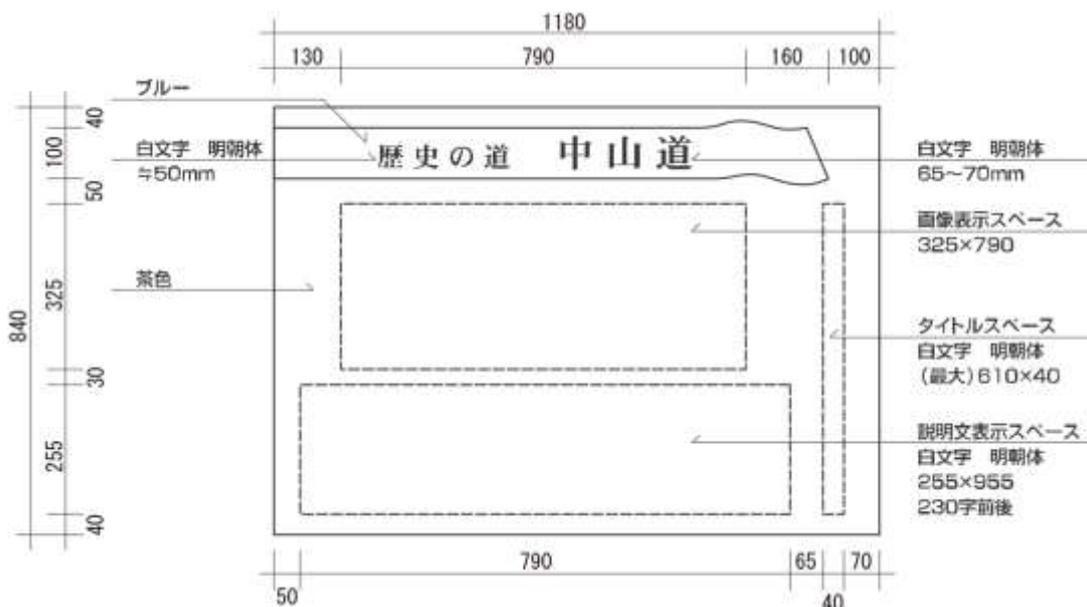


図 5-8 解説サイン（説明版）仕様

- ※タイトルスペースには、歴史的・特徴的な地点や遺構等の名称を記載する。
- ※画像表示スペースには、史跡の理解に資する写真・絵図・地図等を掲載する。
- ※説明文は、縦書き・一段組とし、数字は西暦を含めて漢数字の使用を原則とする。
- ※タイトルや説明文は、固有名詞・人名・地名等を除き常用漢字の使用を原則とする。
- ※更新に際しては、調査・研究等の成果に基づき文面を改めることを原則とする。
- ※多言語化は、説明文表示スペースへの2次元バーコードの表示等により対応する。

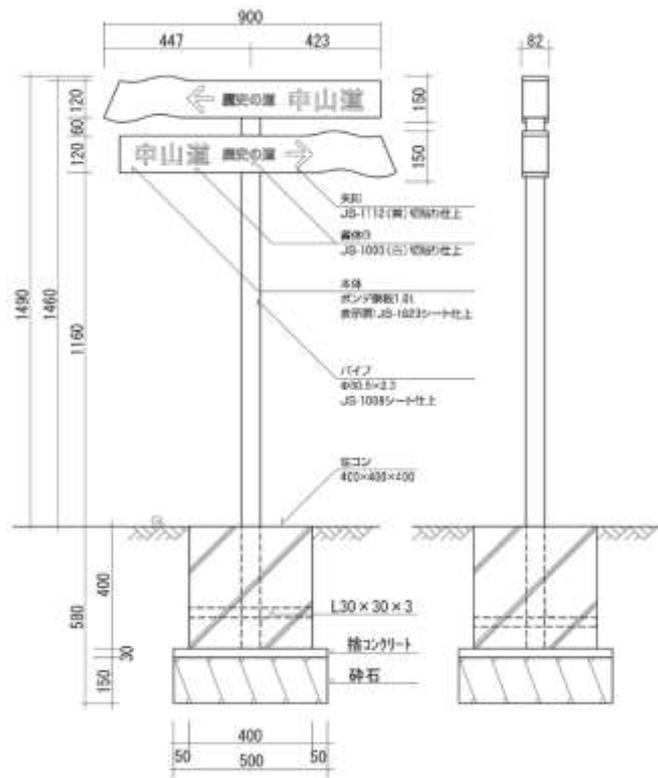


図 5-9 誘導サイン 仕様

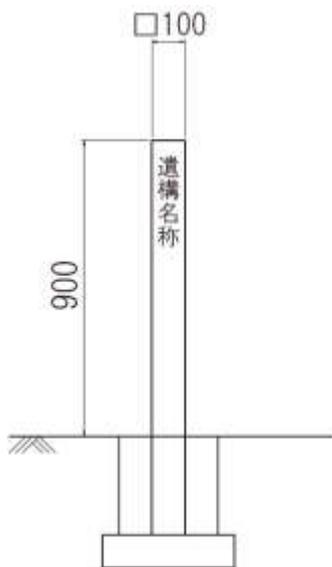


図 5-10 名称サイン 仕様



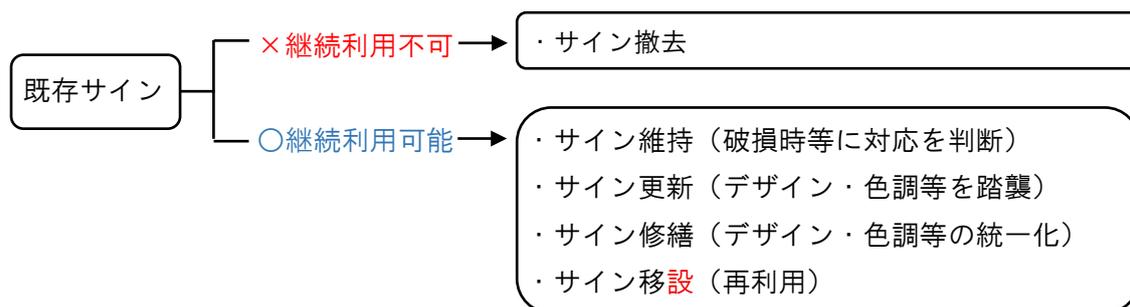
写真 5-26 名称サイン配色等イメージ

※ベース（角柱）は**褐色系および緑色系**、文字（遺構名称等）は**白色系の色調**を想定する（写真 5-25 参照）。

※解説・多言語対応のため、**2次元バーコードの表示等**を検討する。

※基礎部は、上記手法のほか、**打設等**を検討する。

■ 既存サイン撤去・更新の考え方



継続利用の可否は、設置場所、デザイン・色調、記載内容、劣化状況等により判断する。

※維持における破損時等への対応は、撤去・更新（再設置）・移転のほか、復旧を検討する。

※更新は、経年劣化・汚損・破損等が著しい場合に実施し、基礎・支柱は再利用に努める。

※史跡指定範囲外であっても至近距離に設置されたサインは、上記に準じて対応を判断する。

※サインは、当面の間は各仕様に示した（暫定整備で設置した）色調とするが、周辺自治体と協議・調整等したうえで他の色調に変更することも検討する。

※以下に掲げる地区ごとの方針は、必ずしも本計画の期間中に実施するものではない。

(3) 地区ごとの方針（サイン計画の対象）

※周辺景観を考慮し、史跡指定範囲外であっても隣接地の看板等も対象とする。

鴨之巣～平岩地区

【B - 2】 保存・活用に資する諸要素

No.	要素（名称）	所 管	方 針
1	石柱(切られ洞)	(不明)	維持
2	道標(1)	(不明)	維持
3	道標(2)	(不明)	維持
4	道標(3)	(不明)	維持
5	石碑(瑞浪市旧仲仙道の影)	(不明)	維持
6	石碑(仲仙道西の坂)	(不明)	維持
7	誘導サイン(歴史の道)	瑞浪市スポーツ文化課	更新
8	案内サイン(瑞浪市)	瑞浪市スポーツ文化課	撤去→解説サイン新設
9	誘導サイン(小：東海自然歩道)	瑞浪市商工観光課	撤去
10	標柱(歴史の道)	瑞浪市スポーツ文化課	更新
11	解説サイン(東海自然歩道)	瑞浪市商工観光課	撤去
12	指定標柱(市指定史跡)	瑞浪市スポーツ文化課	撤去
13	散策サイン(瑞浪市)	瑞浪市スポーツ文化課	撤去→名称サイン新設
14	誘導サイン(東海自然歩道)	瑞浪市商工観光課	更新・移設
15	解説サイン(歴史の道)	瑞浪市スポーツ文化課	更新

※No.は、保存活用計画 56 頁の表と一致する。

※必要に応じて解説サイン、注意喚起サイン等の新設を検討する。



1. 石柱(切れれ洞)



2. 道標(1)



3. 道標(2)



4. 道標(3)



5. 石碑(瑞浪市旧仲仙道の影)



6. 石碑(仲仙道西の坂)



7. 誘導サイン(歴史の道)



8. 案内サイン(瑞浪市)



9. 誘導サイン(小: 東海自然歩道)



10. 標柱(歴史の道)



11. 解説サイン(東海自然歩道)



12. 指定標柱(市指定史跡)



13. 散策サイン(瑞浪市)



14. 誘導サイン(東海自然歩道)



15. 解説サイン(歴史の道)

【B - 3】調整が必要な諸要素

No.	要素（名称）	所 管	方 針
1	看板（鳥獣保護区・岐阜県）	岐阜県環境企画課	調整（修繕等を協議）
3	管理用標識（中部電力）	中部電力（株）か	調整（修繕等を協議）
4	注意喚起サイン（熊出没）	瑞浪市農林課	修繕
	注意喚起サイン（山火事）	瑞浪市消防本部予防課	修繕
	注意喚起サイン（電線）	中部電力（株）か	調整（修繕等を協議）
	支柱（東海自然歩道）	瑞浪市商工観光課	撤去

※No.は、保存活用計画 58 頁の表と一致する（無いものは計画に未掲載の要素。また、一部名称を変更した要素がある）。

※一部の要素は史跡指定範囲外に位置する可能性がある。



1. 看板（鳥獣保護区・岐阜県）



3. 管理用標識（中部電力）



4. 注意喚起サイン（熊出没）



注意喚起サイン（山火事）



注意喚起サイン（電線）



支柱（東海自然歩道）

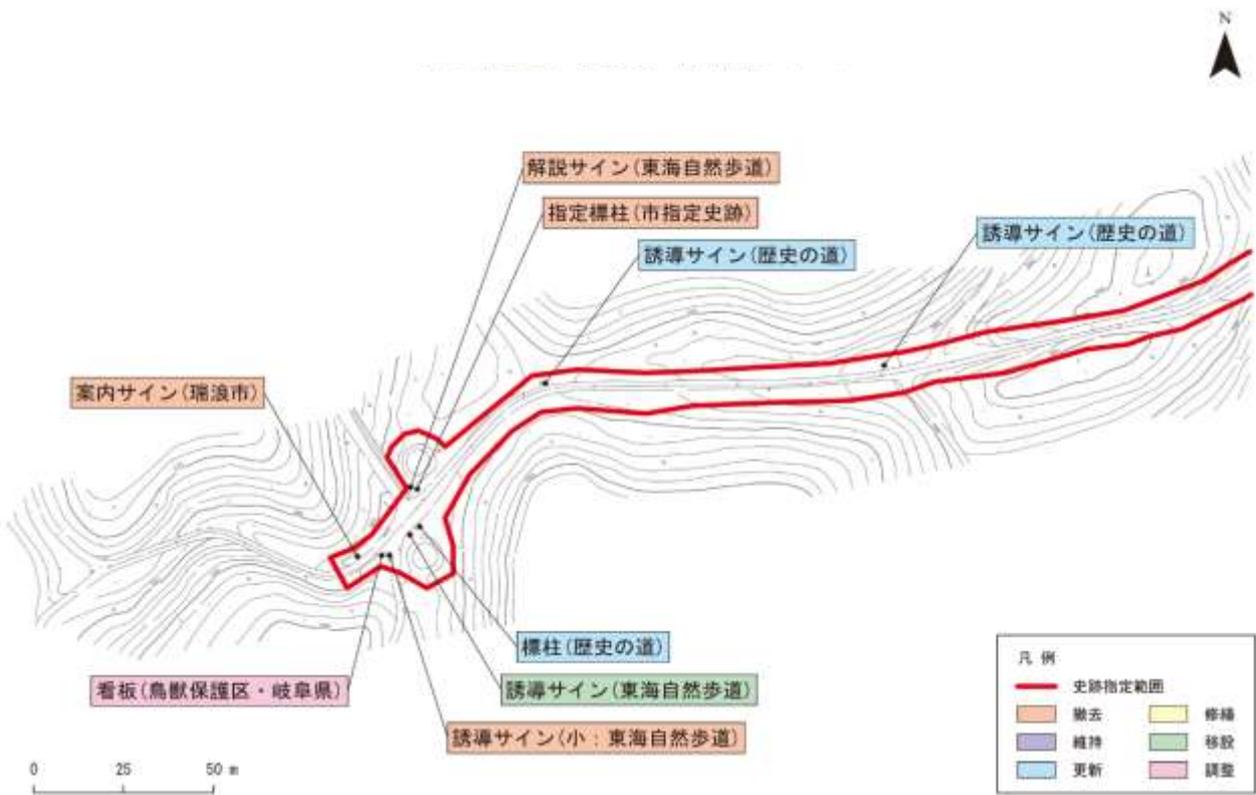


図 5-11 サイン計画図（鴨之巣～平岩地区 1 / 4）

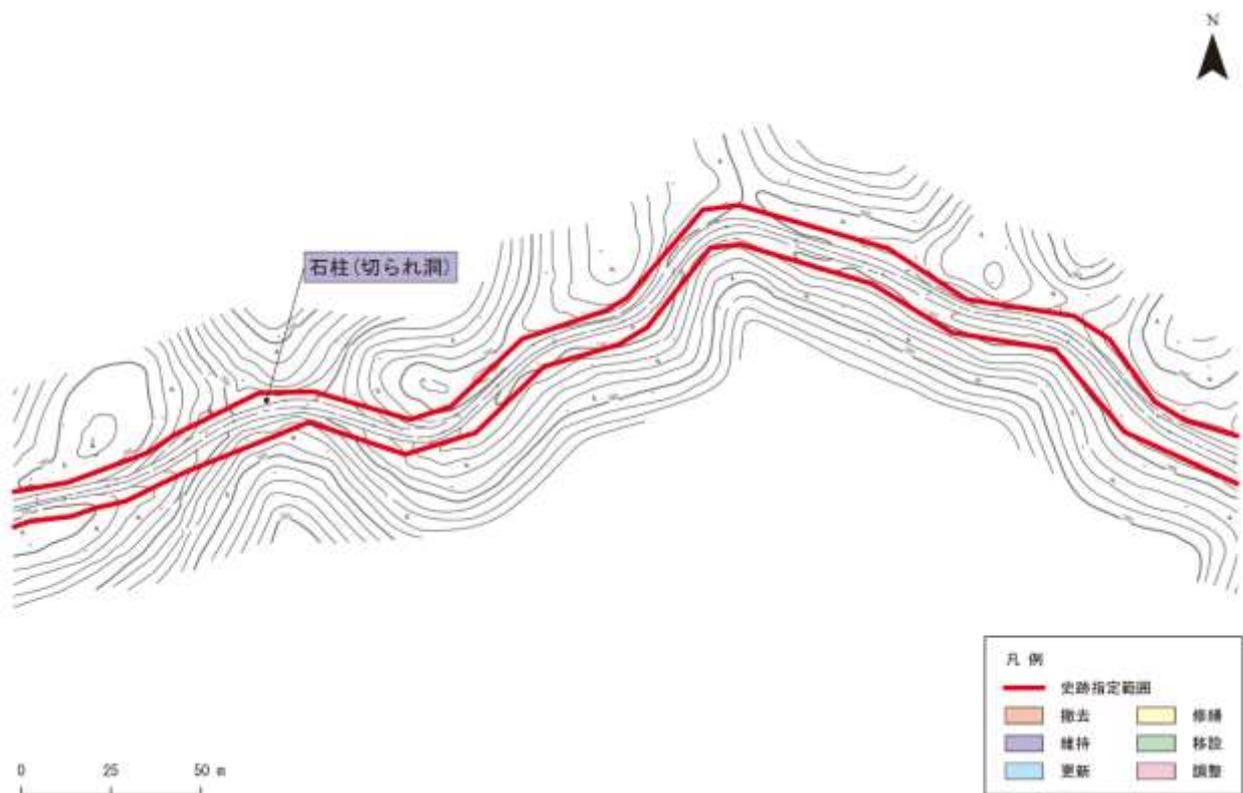


図 5-12 サイン計画図（鴨之巣～平岩地区 2 / 4）

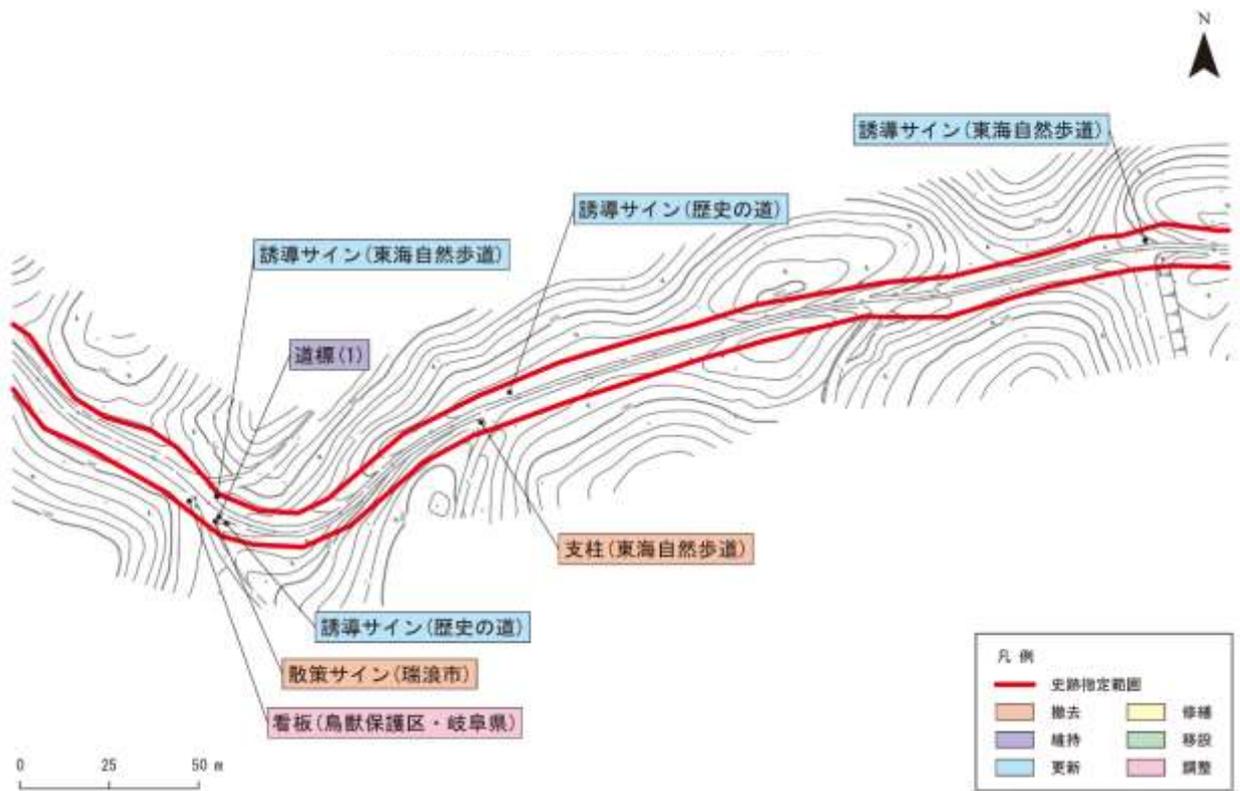


図 5-13 サイン計画図（鴨之巣～平岩地区 3 / 4）

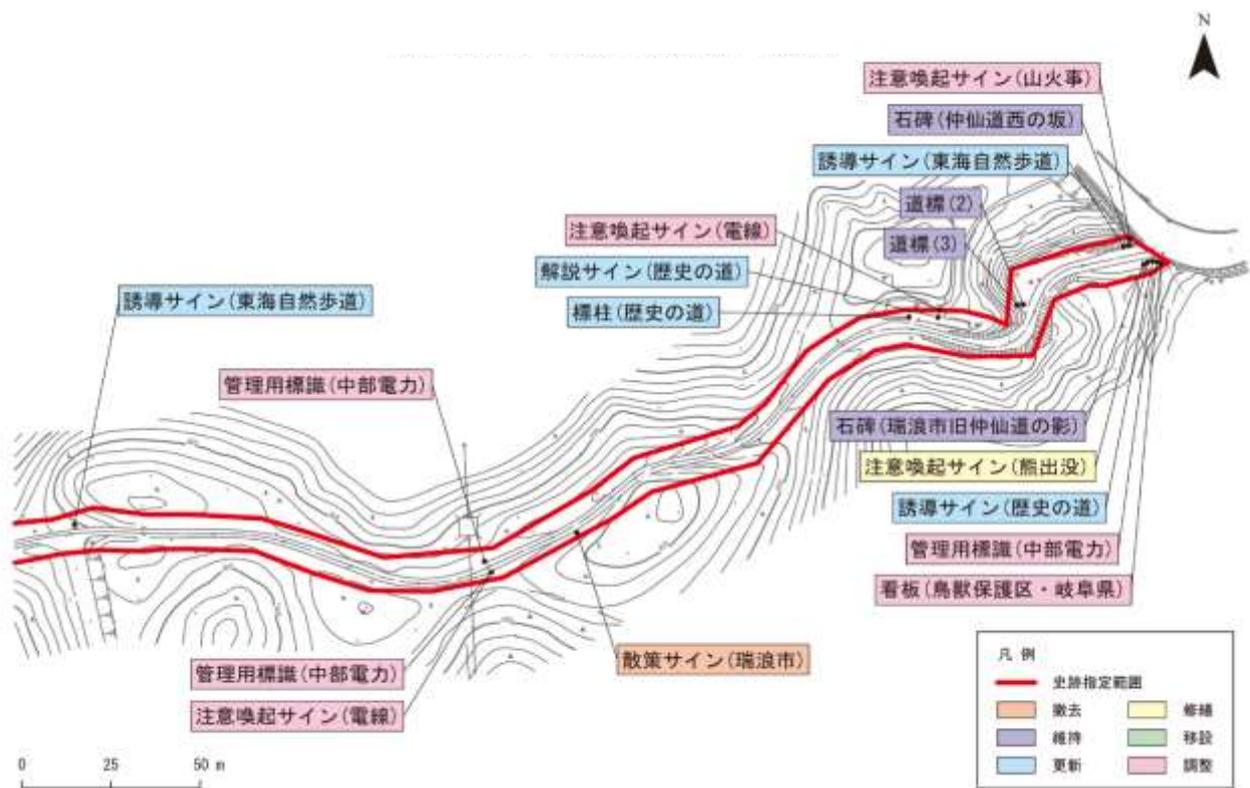


図 5-14 サイン計画図（鴨之巣～平岩地区 4 / 4）

奥之田地区

【B - 2】保存・活用に資する諸要素

No.	要素（名称）	所 管	方 針
1	解説サイン（歴史の道）	瑞浪市スポーツ文化課	撤去または移設
2	指定標柱（市指定史跡）	瑞浪市スポーツ文化課	撤去
3	誘導サイン（東海自然歩道）	瑞浪市商工観光課	更新
4	標柱（歴史の道）	瑞浪市スポーツ文化課	更新
	注意喚起サイン（電柵）	瑞浪市スポーツ文化課	修繕

※No.は、保存活用計画 61 頁の表と一致する（無いものは計画に未掲載の要素）。

※必要に応じて注意喚起サイン等の新設を検討する。



1. 解説サイン（歴史の道）



2. 指定標柱（市指定史跡）



3. 誘導サイン（東海自然歩道）



4. 標柱（歴史の道）



注意喚起サイン（電柵）

【C - 2】保存・活用に資する諸要素《史跡指定範囲外の関連する諸要素》

No.	要素（名称）	所 管	方 針
3	誘導サイン（歴史の道）	瑞浪市スポーツ文化課	更新
4	解説サイン（東海自然歩道）	瑞浪市商工観光課	撤去

※No.は、保存活用計画 62 頁の表と一致する。



3. 誘導サイン（歴史の道）



4. 解説サイン（東海自然歩道）

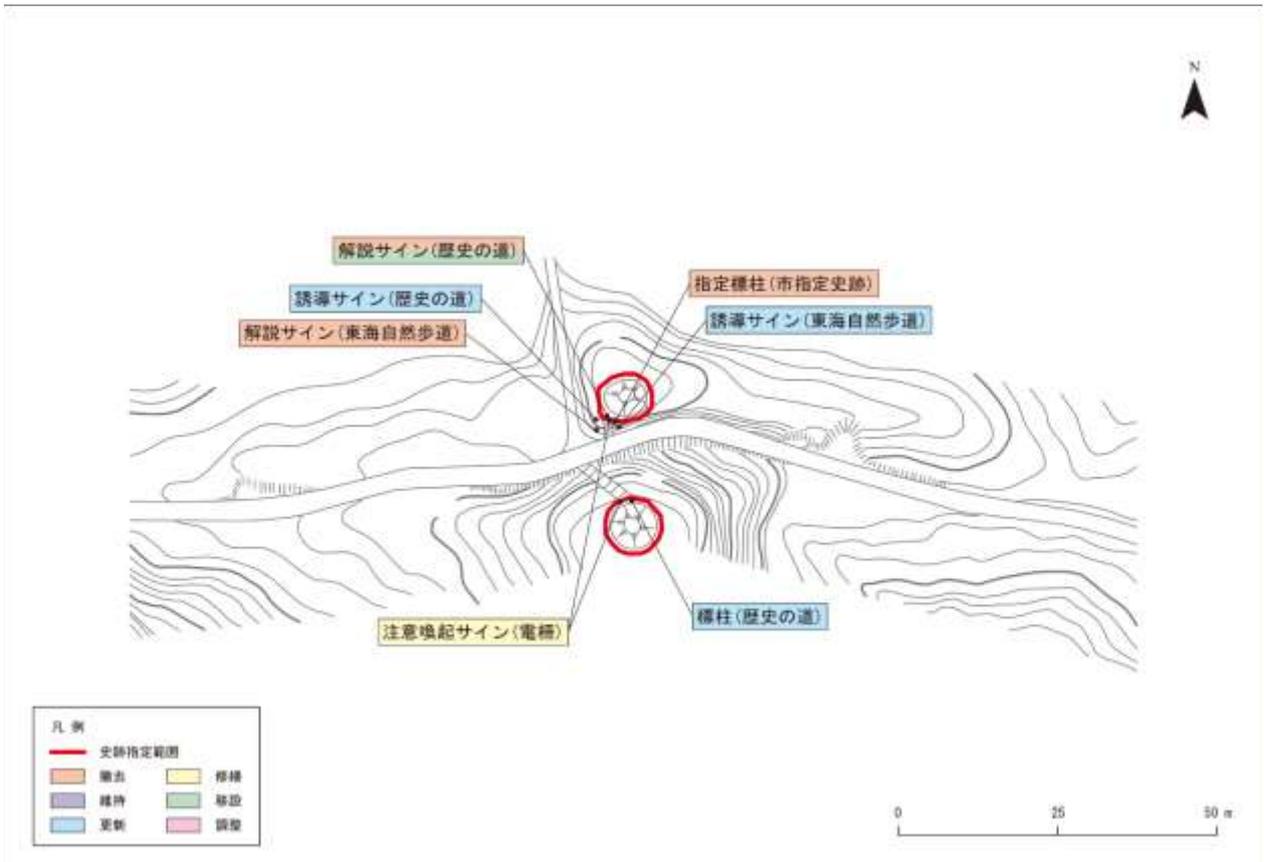


図 5-15 サイン計画図 (奥之田地区)

琵琶峠地区

【B - 2】保存・活用に資する諸要素

No.	要素（名称）	所 管	方 針
1	石碑（琵琶峠西上り口）	大湫町コミュニティ推進協議会	維持
2	石碑（歌碑）	大湫町コミュニティ推進協議会	維持
3	石碑（琵琶峠東上り口）	大湫町コミュニティ推進協議会	維持
4	誘導サイン（歴史の道）	瑞浪市スポーツ文化課	更新
5	誘導サイン（東海自然歩道）	瑞浪市商工観光課	更新
6	禁煙看板（東海自然歩道）	瑞浪市商工観光課	撤去
7	解説サイン（石製）	（不明）	維持
8	案内サイン（石製）	（不明）	維持
9	絵図サイン（石製）	（不明）	維持
10	解説サイン（歴史の道）	瑞浪市スポーツ文化課	更新
11	標柱（歴史の道）	瑞浪市スポーツ文化課	更新
12	指定標柱（市指定史跡）	瑞浪市スポーツ文化課	撤去
13	散策サイン（瑞浪市）	瑞浪市スポーツ文化課	撤去→名称サイン新設
15	誘導サイン（登山道入口）	大湫町コミュニティ推進協議会	維持
16	解説サイン（県指定史跡）	瑞浪市スポーツ文化課	撤去→解説サイン新設
17	サイン（観光協会）	瑞浪市観光協会	調整（修繕等を協議）
	誘導サイン（東海自然歩道 2）	瑞浪市商工観光課	更新
	誘導サイン（琵琶峠 1）	（不明）	維持

※No.は、保存活用計画 65 頁の表と一致する（無いものは計画に未掲載の要素）。

※必要に応じて解説サイン、注意喚起サイン等の新設を検討する。



1. 石碑（琵琶峠西上り口）



2. 石碑（歌碑）



3. 石碑（琵琶峠東上り口）



4. 誘導サイン（歴史の道）



5. 誘導サイン（東海自然歩道）



6. 禁煙看板（東海自然歩道）



7. 解説サイン(石製)



8. 案内サイン(石製)



9. 絵図サイン(石製)



10. 解説サイン(歴史の道)



11. 標柱(歴史の道)



12. 指定標柱(市指定史跡)



13. 散策サイン(瑞浪市)



15. 誘導サイン(登山道入口)



16. 解説サイン(県指定史跡)



17. サイン(観光協会)



誘導サイン(東海自然歩道 2)



誘導サイン(琵琶峠)

【C - 2】 保存・活用に資する諸要素《史跡指定範囲外の関連する諸要素》

No.	要素（名称）	所 管	方 針
	誘導サイン(琵琶峠 2)	(不明)	維持
	案内サイン(中山道マップ)	瑞浪市商工観光課	撤去
	散策サイン(瑞浪市)	瑞浪市スポーツ文化課	撤去→名称サイン新設
	誘導サイン(登山道)	大湫町コミュニティ推進協議会	維持
	解説サイン(史跡と自然)	瑞浪市農林課	維持

※いずれも保存活用計画に未掲載の要素。



誘導サイン(琵琶峠 2)



案内サイン(中山道マップ)



散策サイン(瑞浪市)



誘導サイン(登山道)



解説サイン(史跡と自然)

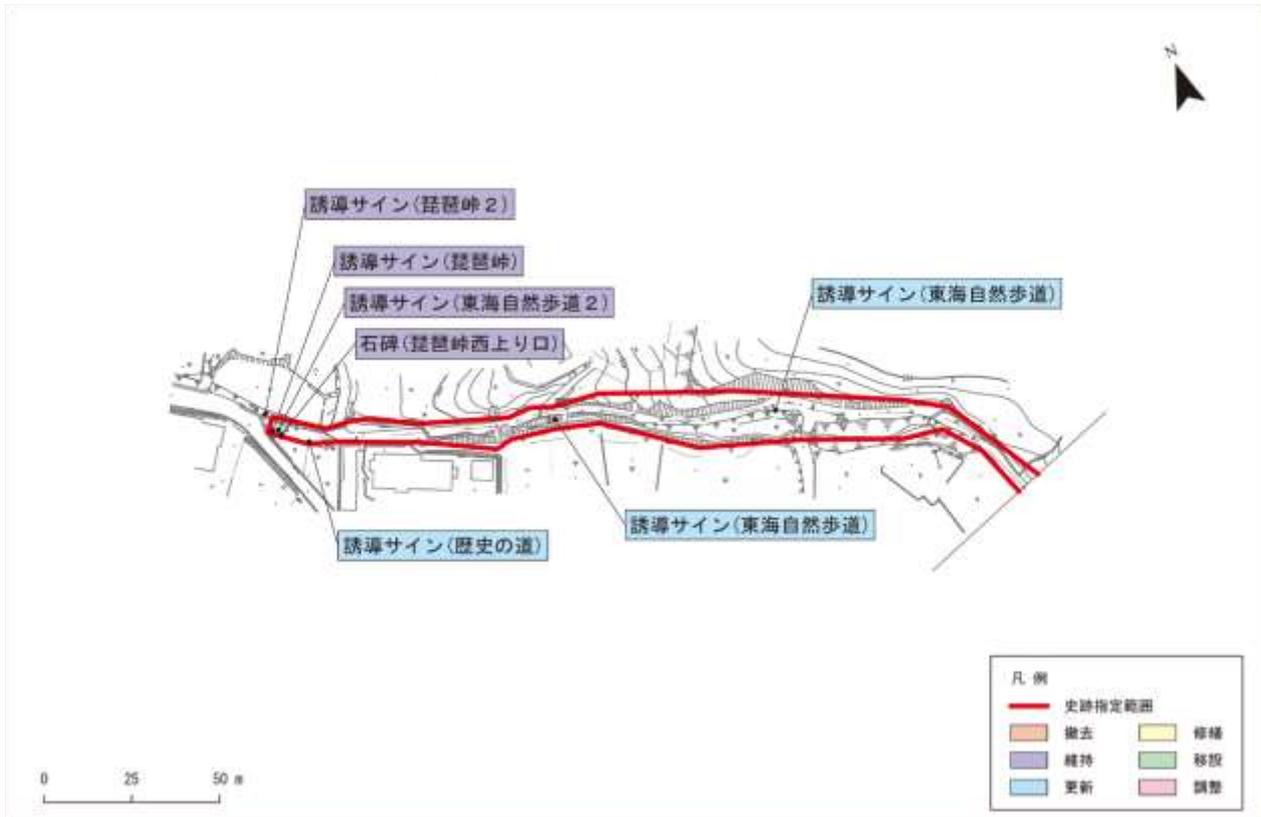


図5-16 サイン計画図（琵琶峠地区 1／4）

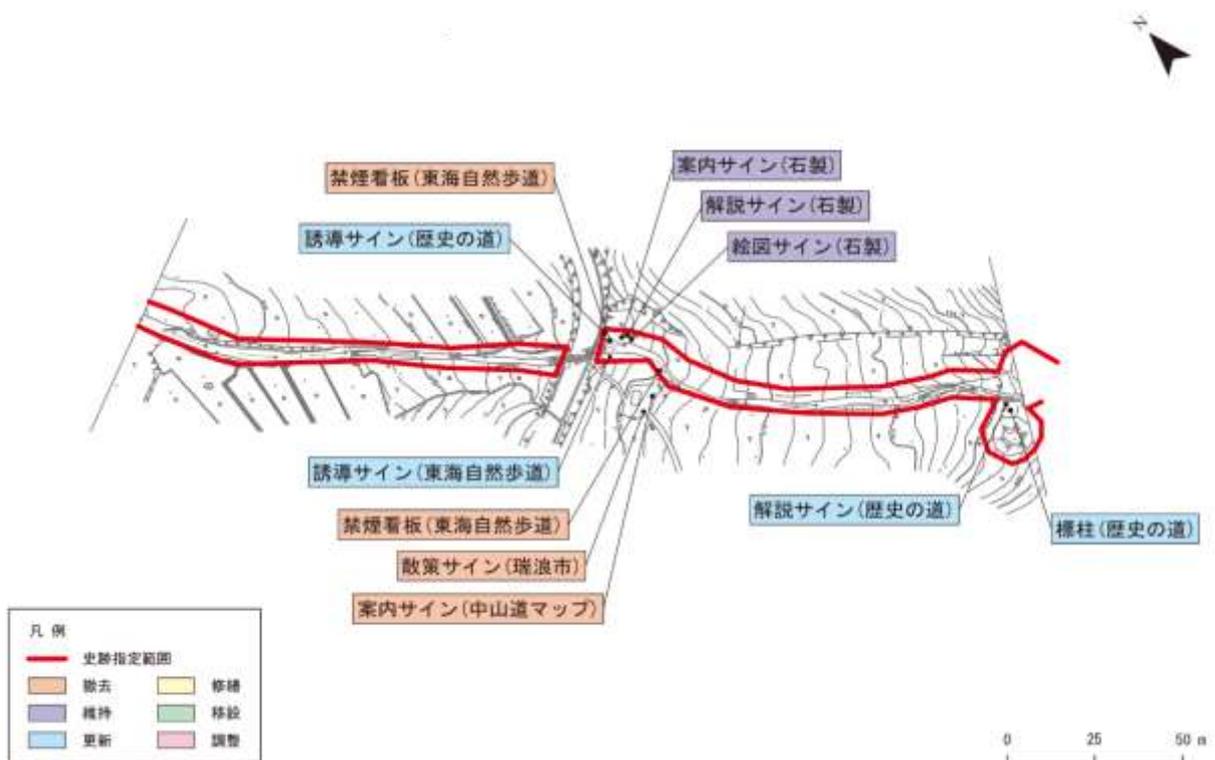


図5-17 サイン計画図（琵琶峠地区 2／4）

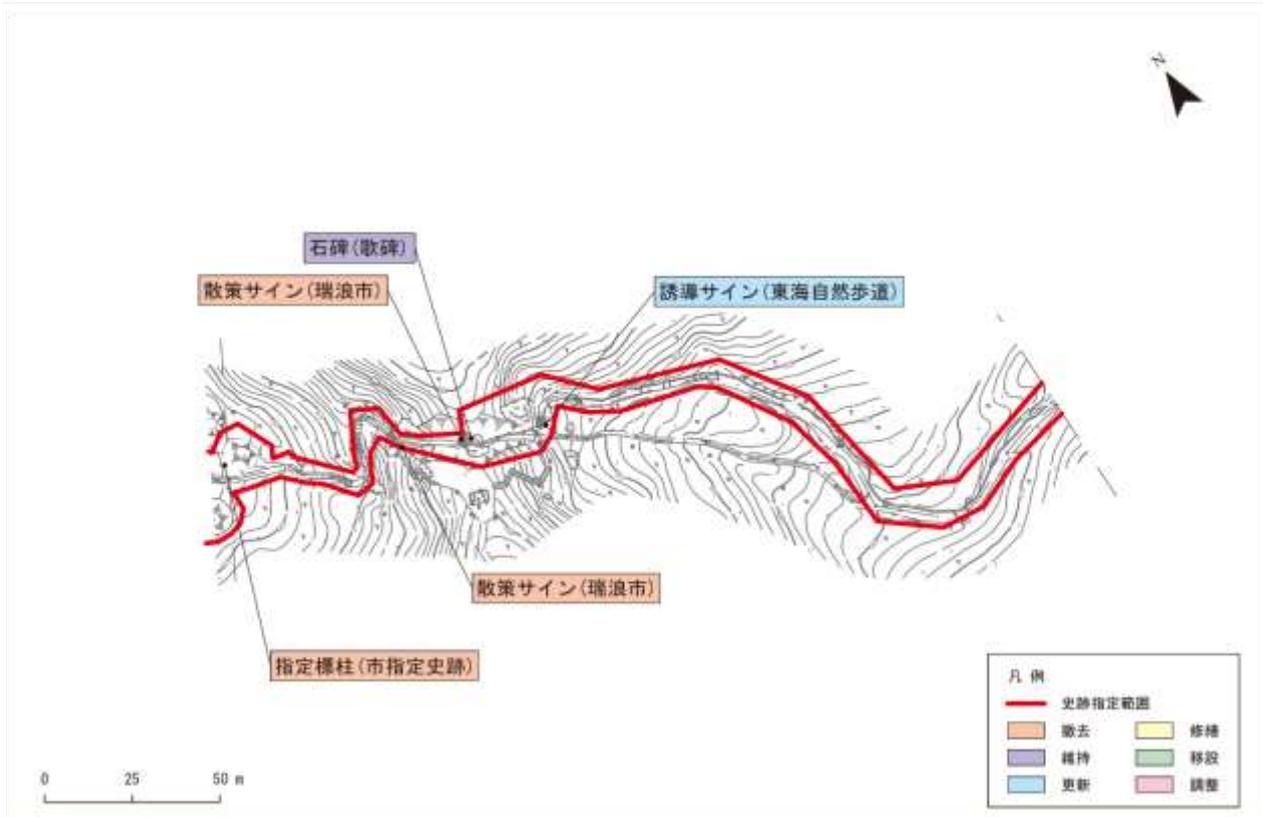


図5-18 サイン計画図(琵琶峠地区 3/4)

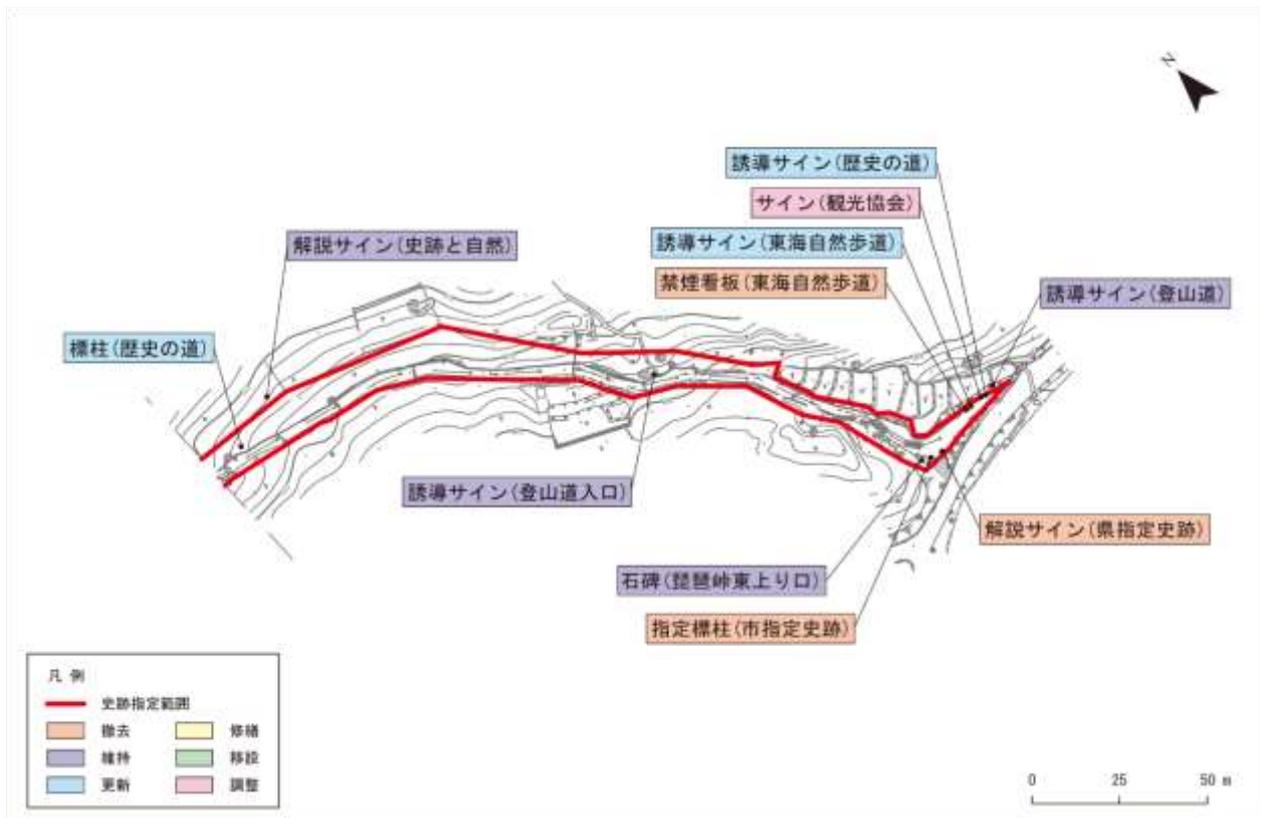


図5-19 サイン計画図(琵琶峠地区 4/4)

十三峠 童子ヶ根地区

【B - 2】 保存・活用に資する諸要素

No.	要素（名称）	所 管	方 針
1	石碑（十三峠童子ヶ根）	大湫町コミュニティ推進協議会	維持
2	石碑（十三峠山之神坂）	大湫町コミュニティ推進協議会	維持
3	石碑（十三峠しゃれこ坂）	大湫町コミュニティ推進協議会	維持
4	誘導サイン（東海自然歩道）	瑞浪市商工観光課	更新
5	誘導サイン（歴史の道）	瑞浪市スポーツ文化課	更新
6	散策サイン（瑞浪市）	瑞浪市スポーツ文化課	撤去→名称サイン新設

※No.は、保存活用計画 70 頁の表と一致する。

※必要に応じて解説サイン、注意喚起サイン等の新設を検討する。



1. 石碑（十三峠童子ヶ根）



2. 石碑（十三峠山之神坂）



3. 石碑（十三峠しゃれこ坂）



4. 誘導サイン（東海自然歩道）



5. 誘導サイン（歴史の道）



6. 散策サイン（瑞浪市）

【B - 3】 調整が必要な諸要素

No.	要素（名称）	所 管	方 針
	支柱（東海自然歩道）	瑞浪市商工観光課	撤去
	看板（森林整備）	瑞浪市農林課	撤去
	管理用標識（中部電力）	中部電力（株）か	調整（修繕等を協議）

※いずれも保存活用計画に未掲載の要素。



支柱（東海自然歩道）



看板（森林整備）



管理用標識（中部電力）

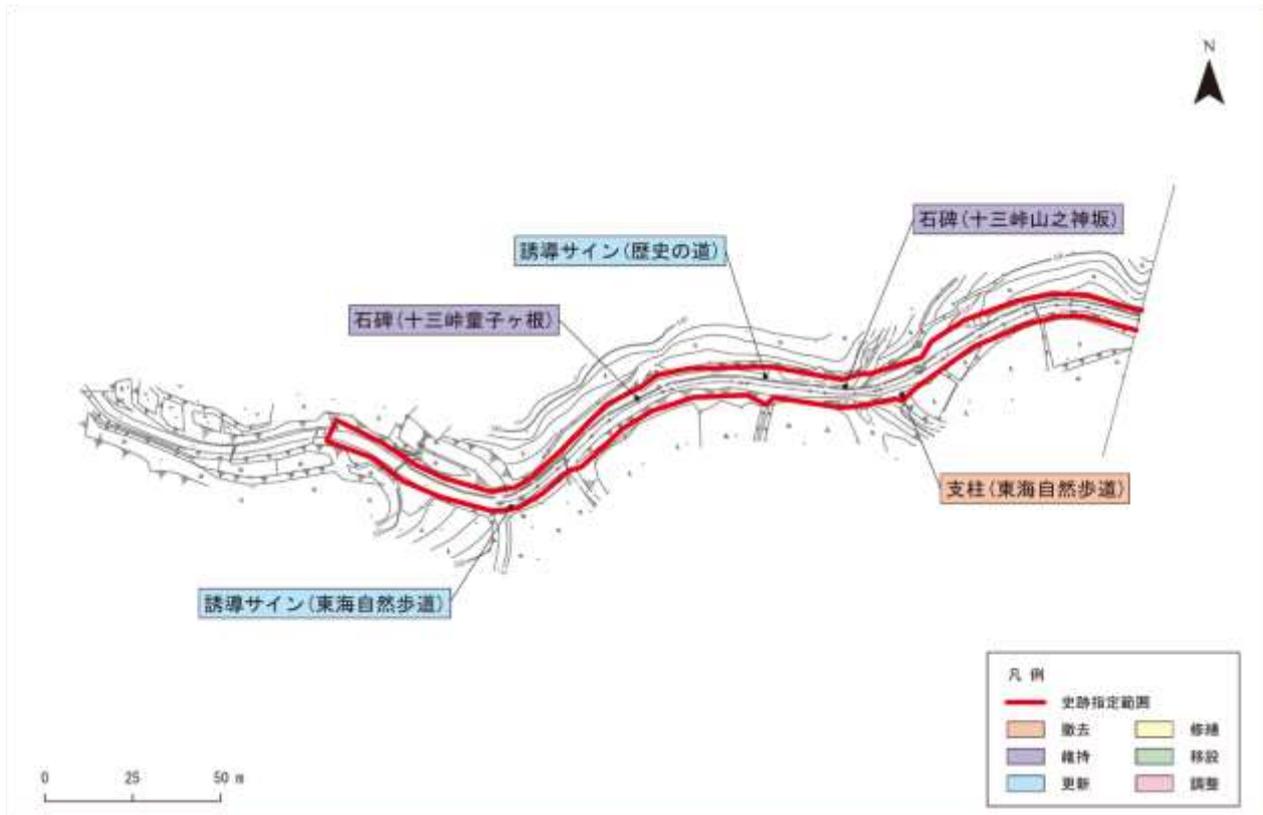


図 5-20 サイン計画図 (十三峠 童子ヶ根地区 1 / 2)

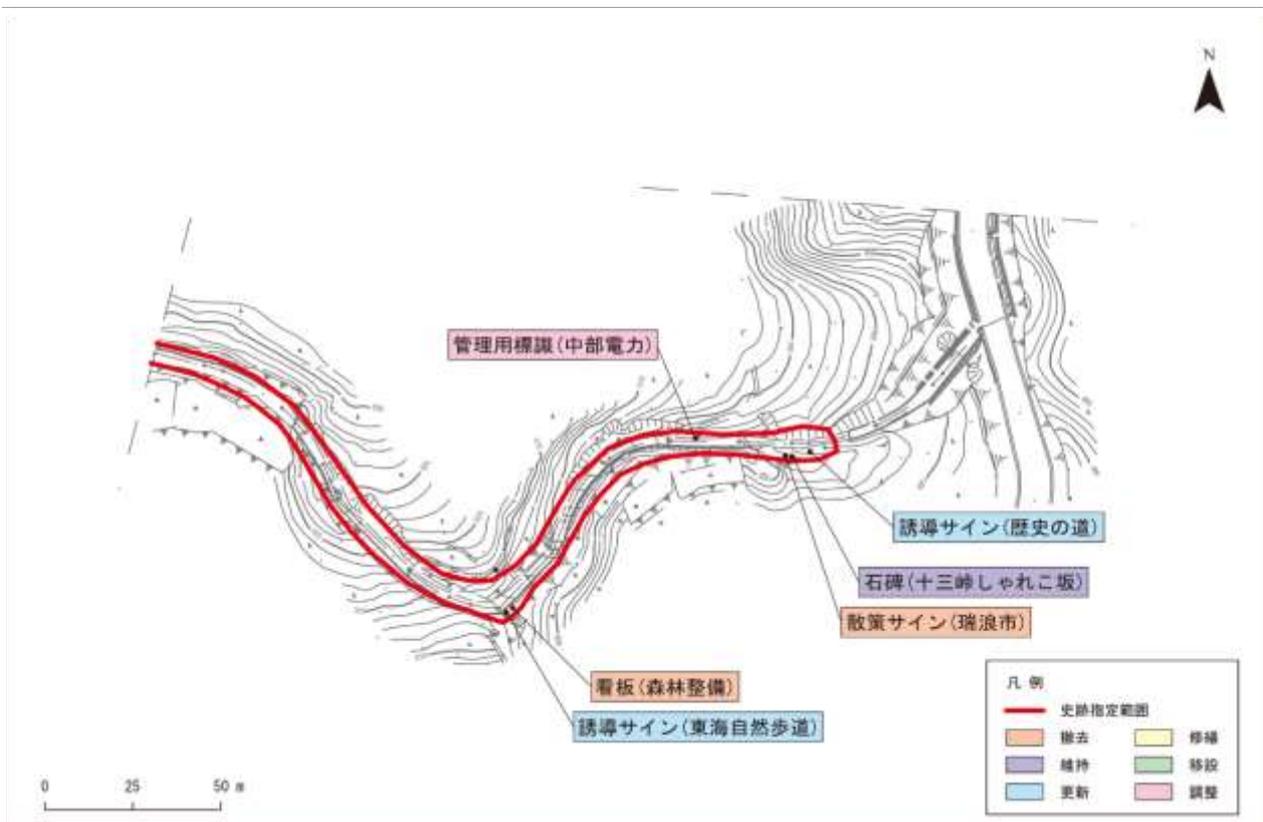


図 5-21 サイン計画図 (十三峠 童子ヶ根地区 2 / 2)

十三峠 地藏坂～炭焼立場地区

【B - 2】保存・活用に資する諸要素

No.	要素(名称)	所 管	方 針
1	石碑(尻冷やし地藏)	大湫町コミュニティ推進協議会	維持
2	石碑(阿波屋の茶屋跡)	大湫町コミュニティ推進協議会	維持
3	石碑(十三峠曾根松坂)	大湫町コミュニティ推進協議会	維持
4	石碑(十三峠巡礼水)	大湫町コミュニティ推進協議会	維持
5	石碑(十三峠樫ノ木坂)	大湫町コミュニティ推進協議会	維持
6	誘導サイン(歴史の道)	瑞浪市スポーツ文化課	更新
7	解説サイン(東海自然歩道)	瑞浪市商工観光課	撤去
8	誘導サイン(東海自然歩道)	瑞浪市商工観光課	更新
9	解説サイン(歴史の道)	瑞浪市スポーツ文化課	更新
12	散策サイン(瑞浪市)	瑞浪市スポーツ文化課	撤去→名称サイン新設
13	禁煙看板(東海自然歩道)	瑞浪市商工観光課	撤去
14	標柱(歴史の道)	瑞浪市スポーツ文化課	更新
15	指定標柱(市指定史跡)	瑞浪市スポーツ文化課	撤去

※No.は、保存活用計画 73 頁の表と一致する。

※必要に応じて解説サイン、注意喚起サイン等の新設を検討する。



1. 石碑(尻冷やし地藏)



2. 石碑(阿波屋の茶屋跡)



3. 石碑(十三峠曾根松坂)



4. 石碑(十三峠巡礼水)



5. 石碑(十三峠樫ノ木坂)



6. 誘導サイン(歴史の道)



7. 解説サイン(東海自然歩道)



8. 誘導サイン(東海自然歩道)



9. 解説サイン(歴史の道)



12. 散策サイン(瑞浪市)



13. 禁煙看板(東海自然歩道)



14. 標柱(歴史の道)



15. 指定標柱(市指定史跡)

【B - 3】調整が必要な諸要素

No.	要素(名称)	所管	方針
8	ゴルフ場サイン	中仙道ゴルフクラブか	調整(修繕等を協議)
	注意喚起サイン(熊出没)	瑞浪市農林課	修繕

※No.は、保存活用計画 74 頁の表と一致する(無いものは計画に未掲載の要素)。

※保存活用計画 74 頁の表中に掲載のNo.2(植樹サイン)は、撤去されていたことを確認済み。



8. ゴルフ場サイン



注意喚起サイン(熊出没)

【C - 2】保存・活用に資する諸要素《史跡指定範囲外の関連する諸要素》

No.	要素（名称）	所 管	方 針
	誘導サイン(東海自然歩道)	瑞浪市商工観光課	更新
	誘導サイン(歴史の道)	瑞浪市スポーツ文化課	更新

※いずれも保存活用計画に未掲載の要素。



誘導サイン(琵琶峠2)



誘導サイン(歴史の道)

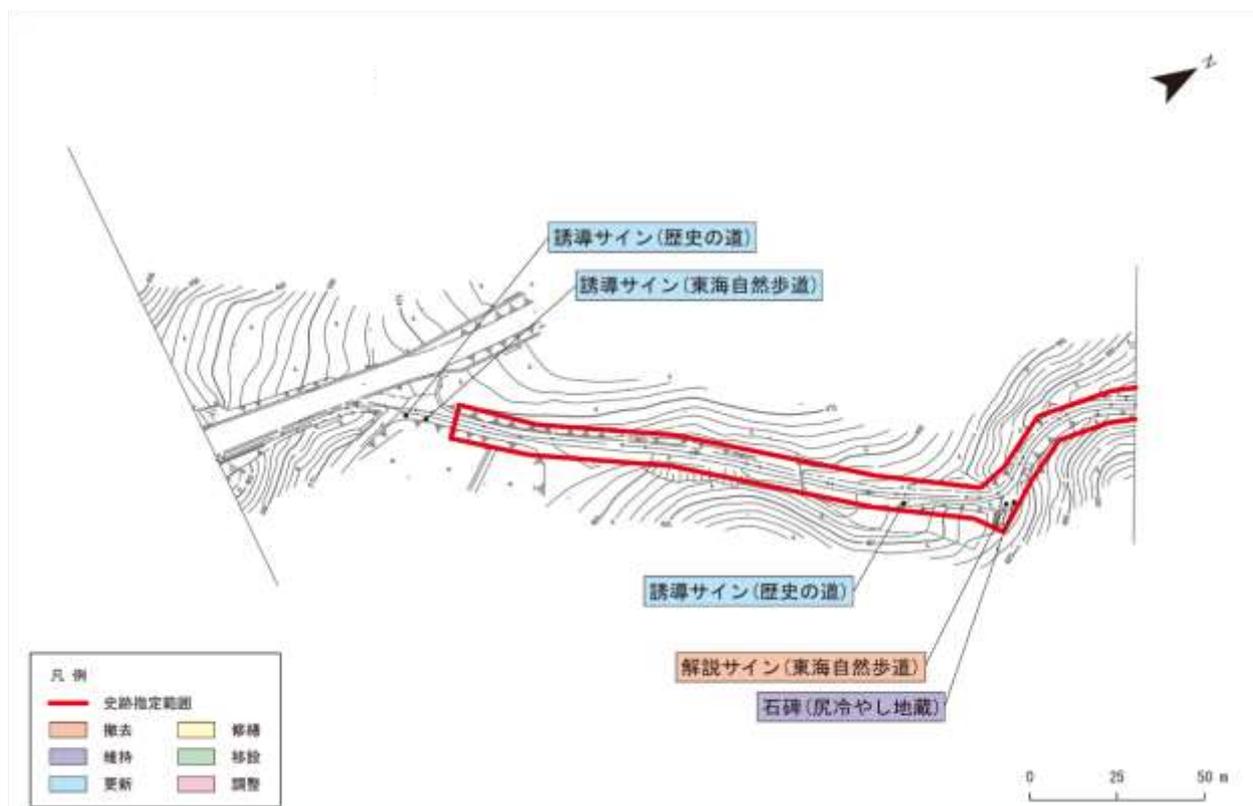


図 5-22 サイン計画図（十三峠 地蔵坂～炭焼立場地区 1 / 5）

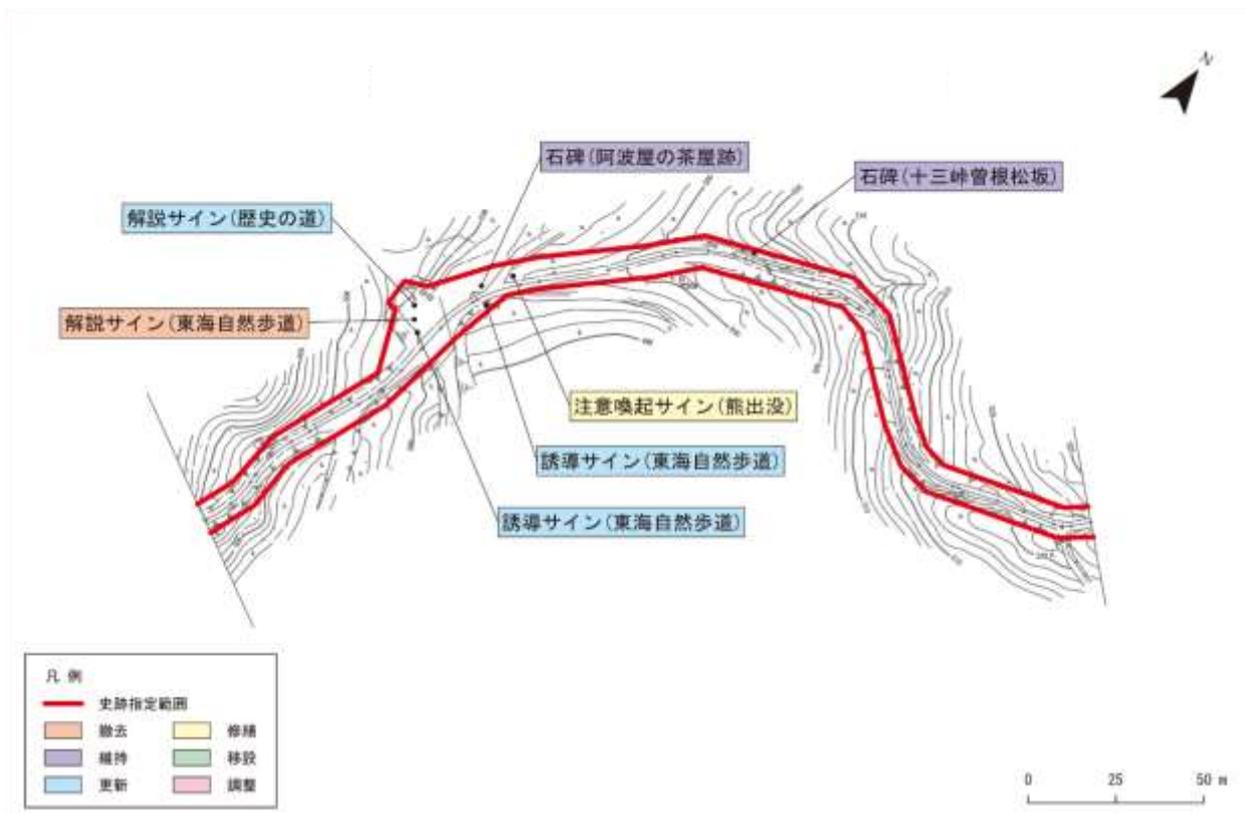


図 5-23 サイン計画図（十三峠 地藏坂～炭焼立場地区 2 / 5）

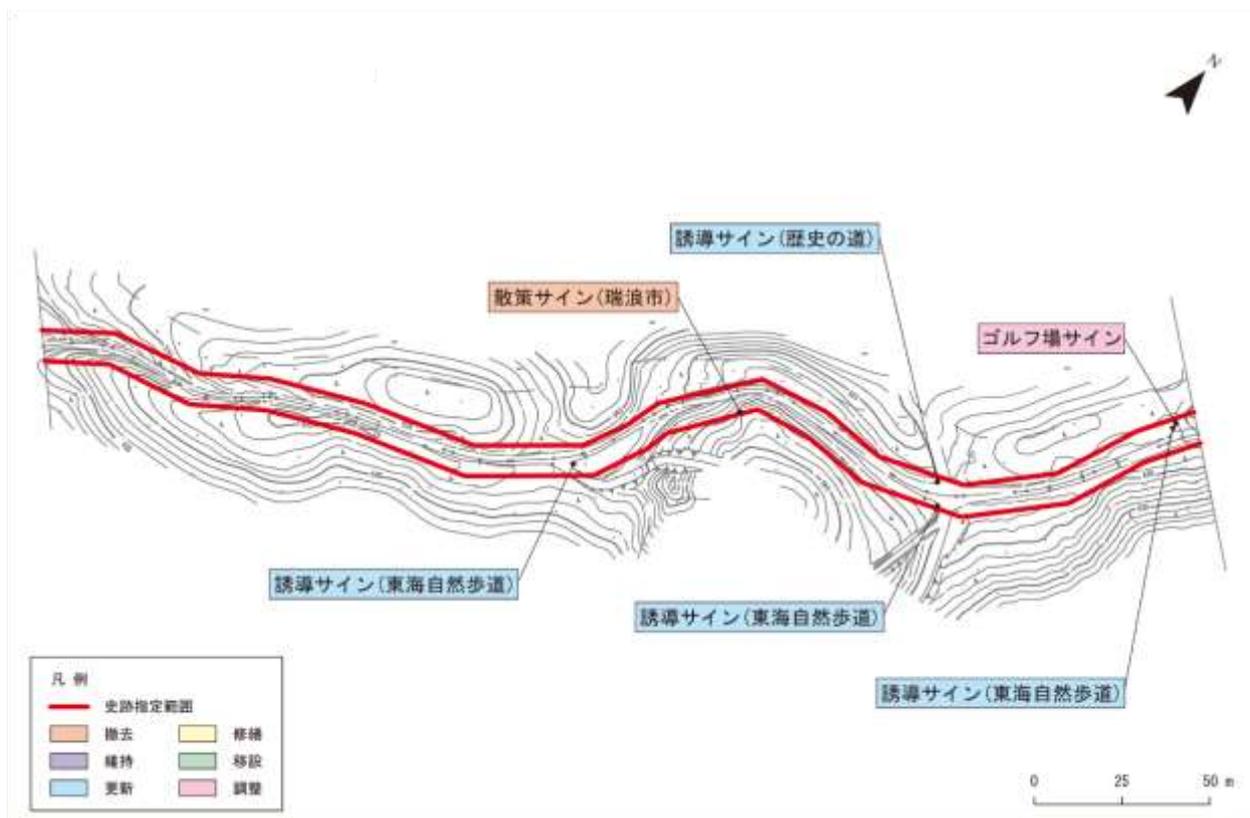


図 5-24 サイン計画図（十三峠 地藏坂～炭焼立場地区 3 / 5）

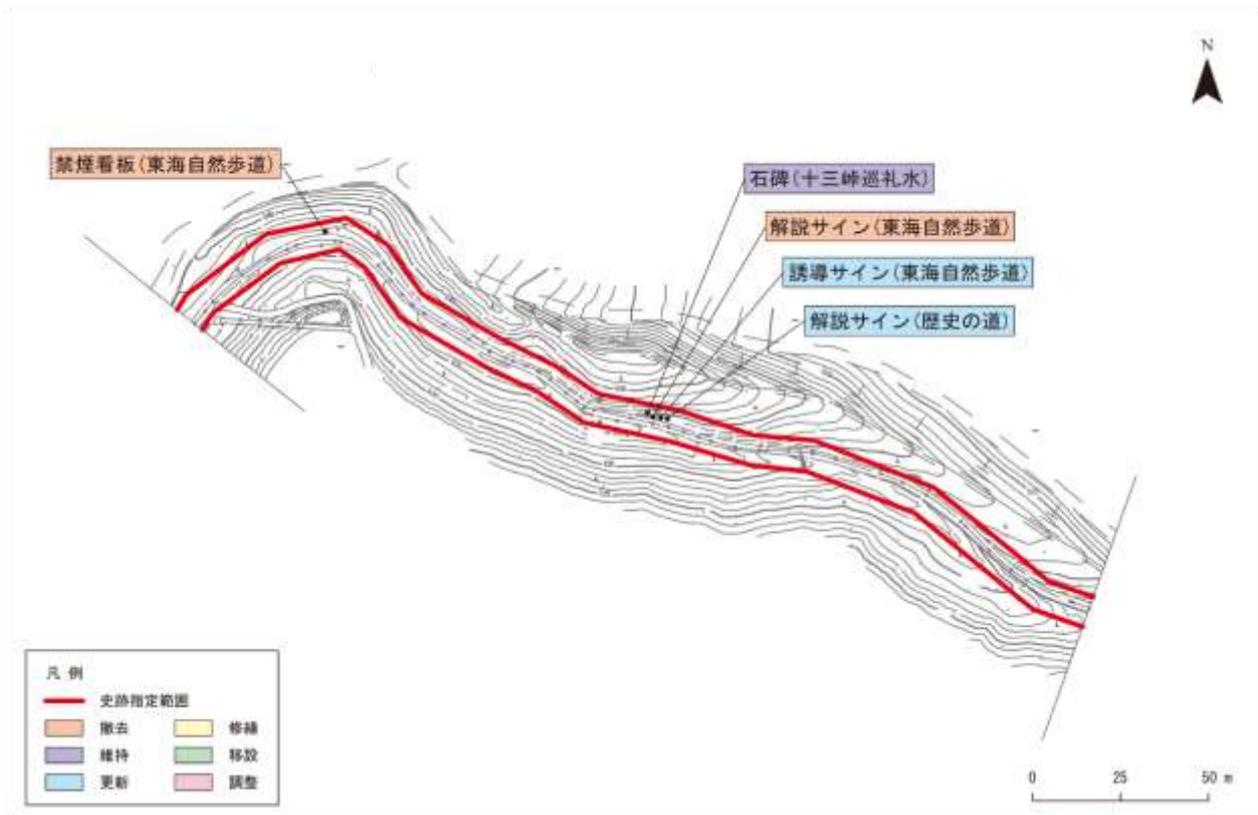


図 5-25 サイン計画図 (十三峠 地藏坂～炭焼立場地区 4 / 5)

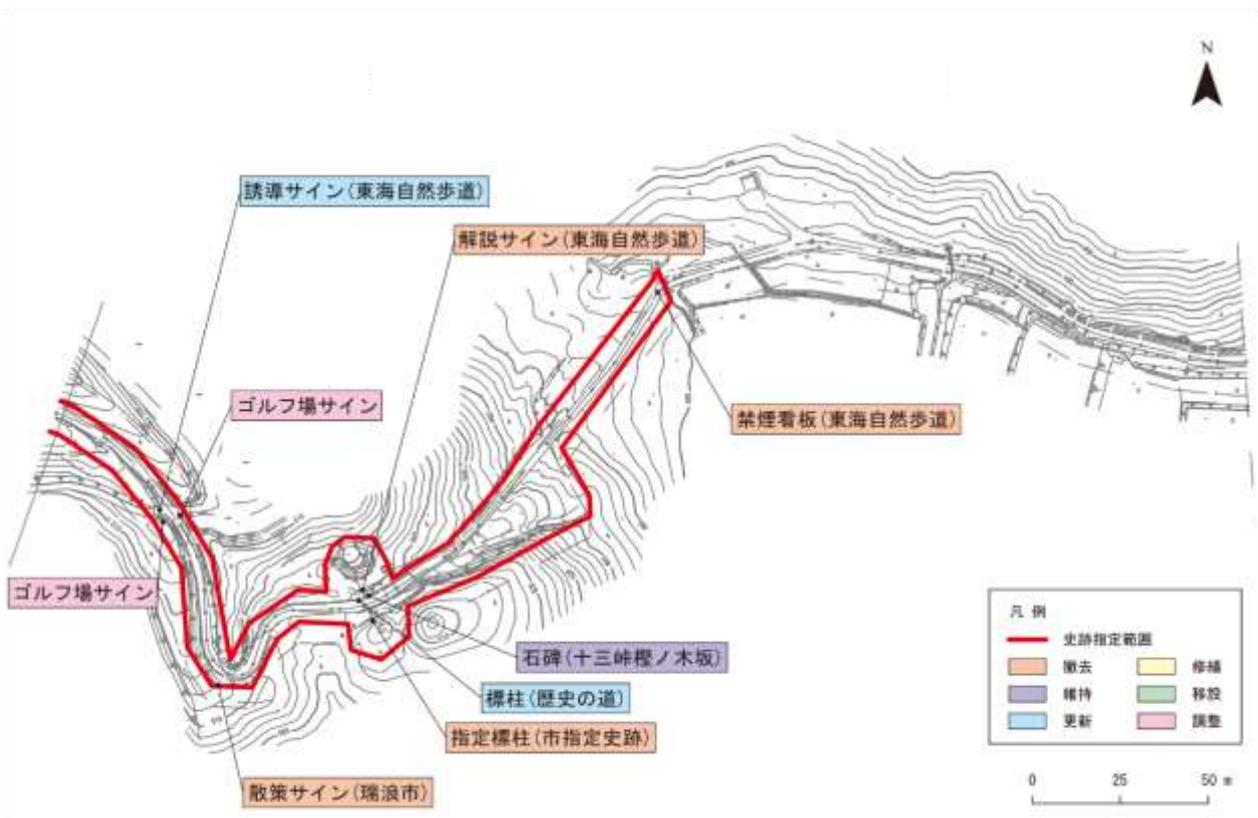


図 5-26 サイン計画図 (十三峠 地藏坂～炭焼立場地区 5 / 5)

第6節 その他

(1) 体制整備

【管理・運営に関する計画】

1) 整備の方向性

今後の管理、また再整備や修繕等を推進するため、市役所内との連携を強化しつつ役割分担を明確化します。また、有識者や地域住民等との連携強化にも努めます。

2) 整備手法

- ・平常時の管理体制は、スポーツ文化課を主体とし、必要に応じて市役所内の関係部署との連携を強化して遺漏なく速やかな情報共有に努める。
- ・災害時等の対応は、「瑞浪市地域防災計画」等を踏まえて非常時の連絡体制や役割分担の明確化を図る。また、災害が生じる恐れがある場合等には、必要に応じて事前対策に努める。
- ・再整備、修繕の実施は、史跡の保存、整備、活用等を適切に実施するため、「(仮称)史跡中山道整備懇談会」を組織し、指導・助言を求めながら事業を実施するとともに、地域住民の理解推進に努める。

(2) 想定する主な関係団体

【公開・活用/管理・運営に関する計画】

名 称	主な連携対象
瑞浪市土木課	市道（鴨之巣～平岩/十三峠地区）
瑞浪市上下水道課	上水施設（十三峠地蔵坂～炭焼立場地区）
瑞浪市商工観光課	東海自然歩道、便益施設（ベンチ・看板等）、丸森
瑞浪市シティプロモーション課	市政情報
瑞浪市学校教育課	学校教育、教育研究所
瑞浪市内小中学校	学校教育
日吉町まちづくり推進協議会	一里塚管理、地域伝承調査等
日吉財産区	史跡所有者
大湫町コミュニティ推進協議会	一里塚管理、地域伝承調査、丸森運営等
大湫財産区	史跡所有者
瑞浪市観光協会	観光情報、便益施設（看板）
みずなみかたりべの会	地域伝承調査等
中山道観光ボランティアの会	中山道の案内、地域伝承調査等
瑞浪市文化財審議会	文化財調査・指定等
(仮称)史跡中山道整備懇談会	史跡整備、修繕等
中部電力パワーグリッド(株)	電柱・電線（鴨之巣～平岩地区）
中仙道ゴルフクラブ	防球ネット・支柱等（十三峠地蔵坂～炭焼立場地区）

※記載事項は、必ずしも史跡指定範囲に所在するものに限らない。

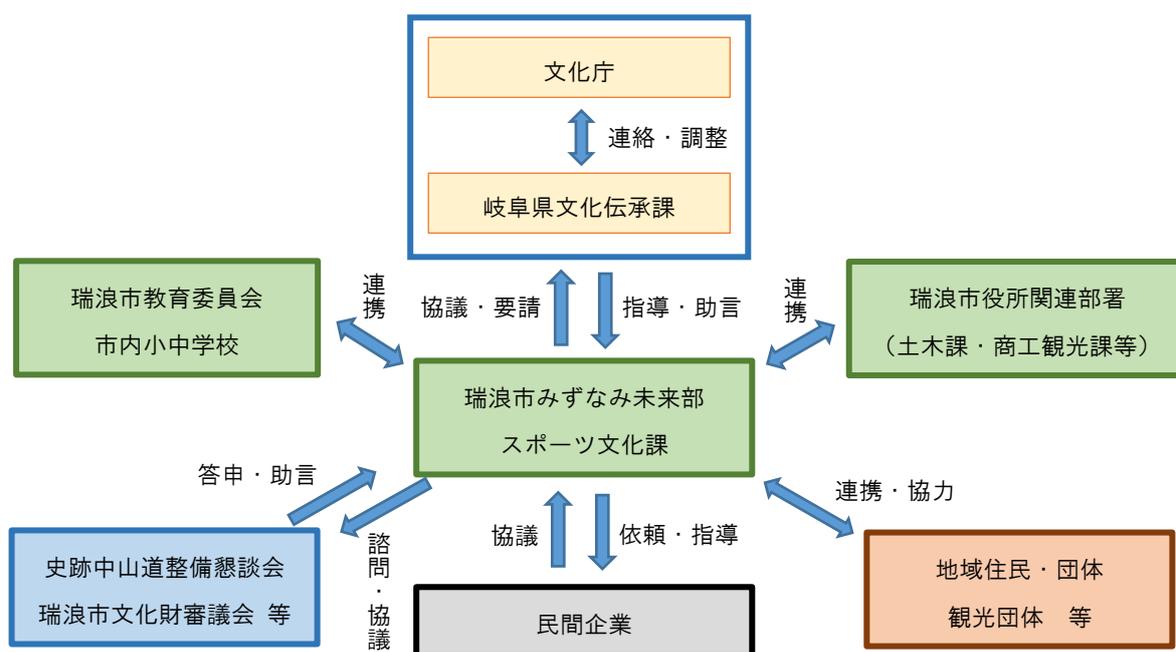


図 5-11 事業推進体制イメージ

(3) 事業計画

【管理・運営に関する計画】

1) 事業期間

第5章に記載した整備は、第1章第5節(10頁)に記載したように、令和8年度(2026年度)から開始し、令和17年度(2035年度)末までの10年間を計画期間として達成を目指します。なお、社会環境の変化等によって達成が困難となった場合は、その後の期間に達成を目指します。

2) 方法

本計画では、整備の達成目標を短期(5年以内)、中期(10年以内)に分けて期間内の達成を目指し、以下の項目の一覧を記載します。

なお、社会環境や財政状況の変化等によって計画が変更する必要があるほか、短期・中期の期間の途中で達成が困難と判断された場合は、長期(11年以上)区分に変更することとします。

■事業計画表

項目		短期 (2026~2030)					中期 (2031~2035)					備考
		2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	
●保存整備		R8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	
街道の保存	鴨之巣～平岩地区											R8 実施設計 R9 整備工事
	琵琶峠地区											R8 実施設計 R9 整備工事
	十三峠 童子ヶ根地区											R9 実施設計 R10 整備工事
	十三峠 地蔵坂～炭焼立場地区											R9 実施設計 R10 整備工事
一里塚の保存												R10 実施設計 R11 整備工事
石造物の保存												R11 実施設計 R12 保存対策
●活用整備		R8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	
街道の環境整備	安全性確保											保存整備と併せて実施
一里塚の魅力発信	一里塚の理解促進											一里塚の保存と併せて実施
中山道物語の継承	石仏等伝承の継承											継続して調査・記録化を実施
学習機会等の充実	史跡の解説											R9 道筋表示検討 R12 サイン更新等
	利便性確保											R12 サイン更新 R13 施設更新等検討
	学校等との連携											継続して連携に努める
	その他基盤整備											景観対策は整備工事と併せて実施
中山道プロモーション	情報魅力発信											整備完了後から強化
	観光団体等との連携											継続して連携に努める
●その他		R8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	
史跡中山道整備懇談会(2-3回/年)												必要に応じて延長して実施

整備事業報告書											
次期整備基本計画策定											必要に応じて2か 年で策定

瑞浪市 中山道整備基本計画

編 集 瑞浪市（みずなみ未来部スポーツ文化課）
〒509-6132 岐阜県瑞浪市明世町山野内1-47
TEL 0572-68-7710（瑞浪市化石博物館 内）

発 行 令和8年（2026）3月

印刷・製本 ●●印刷株式会社
〒

